

戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくり検討会議委員名簿

	種別	所属
1	地域代表	戸塚区連合町内会自治会連絡会 会長 (上矢部連合町内会)
2		戸塚第一地区連合町内会 会長
3		戸塚第二地区連合町内会 会長
4		戸塚第三地区連合町内会 会長
5		柏尾地区連合町内会 会長
6		上倉田地区連合会 会長
7		吉田矢部地区連合会 会長
8	関係機関	神奈川中央交通株式会社運輸計画部 計画課長
9		江ノ島電鉄株式会社自動車部 計画管理課長
10		一般社団法人 神奈川県タクシー協会横浜支部 事務局長
11		一般財団法人神奈川タクシーセンター 施設管理課 課長
12		神奈川県個人タクシー協会 専務理事
13		神奈川県戸塚警察署 交通課長
14	行政	戸塚土木事務所 副所長
15		都市整備局 市街地整備推進課長
16		道路局施設課 バリアフリー対策等担当課長
17	事務局	戸塚区 区政推進課長
18		道路局企画課 交通計画担当課長

第3回 戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくり検討会議 議事要旨

日時：平成30年9月28日（金）10:00～11:30

場所：戸塚区役所 8階大会議室B

議題：1. 戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくりプラン（案）について

2. 今後のスケジュールについて

主な意見交換の内容

プラン内の項目	内容（ ●：地域代表、◎：関係機関・行政 ）
①東口の混雑緩和に向けた再編・再配置、機能拡充	<p>●戸塚駅東口から運行しているバスの西口移転について、名瀬町あるいは舞岡町行きは現状のまま残して横浜方面の長距離バスを西口に持っていくことは可能か。</p> <p>◎東口から西口に移転する系統について、運用の効率、利用者の利便性から総合的に考えると、生活幹線を通る系統を移すのが効率的だと考えている。アンダーパスを通ると大回りになることから、西口降車場に寄らずにバスセンター止まりとするなど検討したい。また、移転した際には西口側の混雑が懸念されるので、効率的な運用に向けて路線の再編など横浜市と協議しながら検討していきたい。</p> <p>●東口から西口へ移転する事に対して、結構反発がある。移転する方向に動くのであれば、利用者に対してきちんと説明する必要がある。また、不動坂の周辺の人たちはどちらの方面の系統も使えるので、先に来た方に乗っているが、方向で変わるとなると利用する本数が減ることになる。</p> <p>◎西口への移転について、方向性など具体的にになってきた際には、地域の方に東口の課題や対応策について、ご理解いただけるように説明していく。</p> <p>●明治学院大学行きのバスの移転について、和敬寮付近は高齢者の施設もあって、高齢者が非常に多いこともあり、地域住民も利用しているため、路線バスは東口駅前広場に残していただき、直行便を別の場所に設けていただきたい。また、スケジュールが5年以内となっているが、ぜひもっと早くやってほしい。</p> <p>●地域住民としては狭い道を継続的に通行している学生の話し声などが約2時間続き、悩まされているため、とにかく改善してほしい。</p> <p>◎バスの移転先として良い場所が見つかれば、移転を視野に入れて引きつづき検討していきたい。</p>
⑤駅周辺の交通円滑化に向けた一般車の適正化	<p>●東口駅前広場周辺の道路は雨天時など路上駐車が多く非常に困っている。その関係でバスの通行が妨げられている。</p> <p>◎東口駅前の混雑について、雨天時は送迎などにより混雑している。バスの運行の変更や東口の状況が改善されるように事業者や行政と連携していければと強く感じている。</p> <p>⇒プランに反映 p.16 ①駅前の駐停車対策等の検討に 「ウ 舞岡戸塚線（戸塚駅東口駅前）の駐停車対策」を追加</p>

<p>⑥自転車利用環境の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● Cコースの戸塚駅東口から熊ノ堂までの区間について、自転車も車も多く歩道が狭い。日立側の斜面などを利用して歩道だけでも広げられないか検討してもらいたい。 ◎ Cコースは下り坂で歩道も狭いので、歩道で自転車と歩行者が接触するような事故が起る可能性があるため、車道側に車道混在型の青い矢羽標示や自転車専用通行帯ができないか検討している。 ● 自転車通行空間整備実行計画のGコースについて、アザリエ団地方面の自転車についても検討をお願いしたい。 ◎ 長後街道を上っていく側の歩道等が広いので、それを上手く有効活用して道路の断面、車線構成等の変更をして自転車通行帯を確保出来ないかということについては、検討していくこととしたい。 <p>⇒プランに反映 p. 19 「①自転車通行空間整備実行計画の策定検討」における整備対象路線の概略図の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車が車道を通行する形になった場合に警察で取締りをしてもらえるのか ◎ 自転車通行帯等ができた際に、歩道を通行する自転車があれば取締りを実施していく。またルール周知で、交通安全教育を含めて対応していきたい。 ● 大山跨線橋で自転車を降りて通行するよう協力をお願いしているが守らない人が多いので、降りるように徹底する意味はあると思う。一方で、自転車利用者の立場からすると、狭い橋で車道を通らせるのは危険。自転車に乗っている人の安全が確保できるように拡幅を含めて色々な対策を考えていただきたい。 ◎ 道路を拡幅するなど用地買収等を伴う場合は、大規模な事業となり時間がかかってしまう。まずは歩道を走っている状況が危険ということで車道を走ってもらうための対策を先行している。自転車のマナーや教育では中高生などを中心に教育活動をしている。
<p>⑦安全な歩行者空間の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な歩行者空間の確保について、市道矢部第 281 号線の歩道が拡幅されたが、ベビーカーが交互に通れないような区間が約 80m 残っている。土木事務所宛てに嘆願書も出しており、引きつづき早くお願いしたい。歩道だけでなく車道の幅員も非常に狭いため、土地の買収も検討しているのであれば歩道部分だけではなく車道部分の拡幅も進めていただきたい。 ◎ 現在、土地の所有者と交渉中のため、買収することも含めて5年以上としているが、まずは歩道の拡幅と考えており、無償で借りている部分は出来るだけ速やかにと考えて交渉している。現在拡幅ができていない区間がある理由は、擁壁の構造上の問題や無償で借りている関係などの制約がある中で、当面は現状の区間だけになっている。蔵坪交差点についても用地交渉をしている。

戸塚駅周辺地区
住み続けたいまち・みちづくりプラン
(案)

第4回 住み続けたいまち・
みちづくり検討会議時点案

平成 年 月 日

横浜市道路局・戸塚区

目 次

1	「住み続けたいまち・みちづくり推進事業」について	1
(1)	背景	1
(2)	目的	1
(3)	住み続けたいまち・みちづくりの視点	1
2	「戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくりプラン」について	2
(1)	プラン策定地区の選定理由	2
(2)	本プランの位置づけ	2
(3)	プラン策定の検討体制	3
(4)	プランの策定範囲	5
3	戸塚駅周辺地区の現況・課題	6
(1)	現地の状況	6
(2)	現況・課題の整理	9
4	課題解決に向けた対応策	10
5	プラン策定後の進め方	25
(1)	対応策の実施と進捗管理について	25
参考	「戸塚駅周辺のみちづくり」に関する意見募集と結果	26

1 「住み続けたいまち・みちづくり推進事業」について

(1) 背景

生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展により、人口構成の高齢化へのスライドが進行し、平成 37 年には横浜市の高齢者数が約 100 万人へと大幅に増加するなど、これまでに経験したことがない状況が予測されています。

横浜市中期 4 か年計画 2014～2017 では、「未来のまちづくり戦略」の一つに『魅力と活力あふれる都市の再生』戦略を掲げ、郊外部の再生・活性化を位置づけていました。そのまちづくりの方向性として、「郊外部では、駅周辺をはじめ、徒歩や公共交通機関で行ける身近な範囲に、生活利便施設やコミュニティ施設が集積し、身近な場所で水や緑を実感できる、誰もが住みたい、住み続けたいと思える、暮らしやすく魅力あふれるまちづくりを推進していきます。」を掲げていました。

横浜市中期 4 か年計画 2018～2021 においても「人が、企業が集い躍動するまちづくり」戦略の誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部として引き継がれています。

これまで横浜市では、多くの人が集い交流する駅や駅前広場等の交通結節点の再整備や、各区の拠点となる駅周辺のバリアフリー化などに取り組むなど、駅周辺の利便性や安全性の向上を図る取り組みを事業ごとに進めてきました。そこで、駅周辺の事業を一体的に進めるため「住み続けたいまち・みちづくり推進事業」を立ち上げ取り組むことにしました。

(2) 目的

「住み続けたいまち・みちづくり推進事業」は、上記の背景を受けて、安全、快適で、誰もが「住み続けたい」と思える便利で魅力的なまちを目指し、駅周辺の利便性や魅力を高めるまちづくりを一体的に図るために、駅周辺のみちづくりについて取組の方向性等を位置付けた、住み続けたいまち・みちづくりプラン（以下「プラン」といいます。）を策定するものです。

(3) 住み続けたいまち・みちづくりの視点

駅周辺の利便性や魅力を高めるまちづくりの実現に向けた、駅周辺のみちづくりを進めていくための視点は次のとおりです。

① 安全、快適に暮らせる歩行者空間づくり

② 公共交通を中心とした環境づくり

③ 公共交通の乗換えの円滑化

④ 便利で魅力的な駅前のまちづくり

2 「戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくりプラン」について

(1) プラン策定地区の選定理由

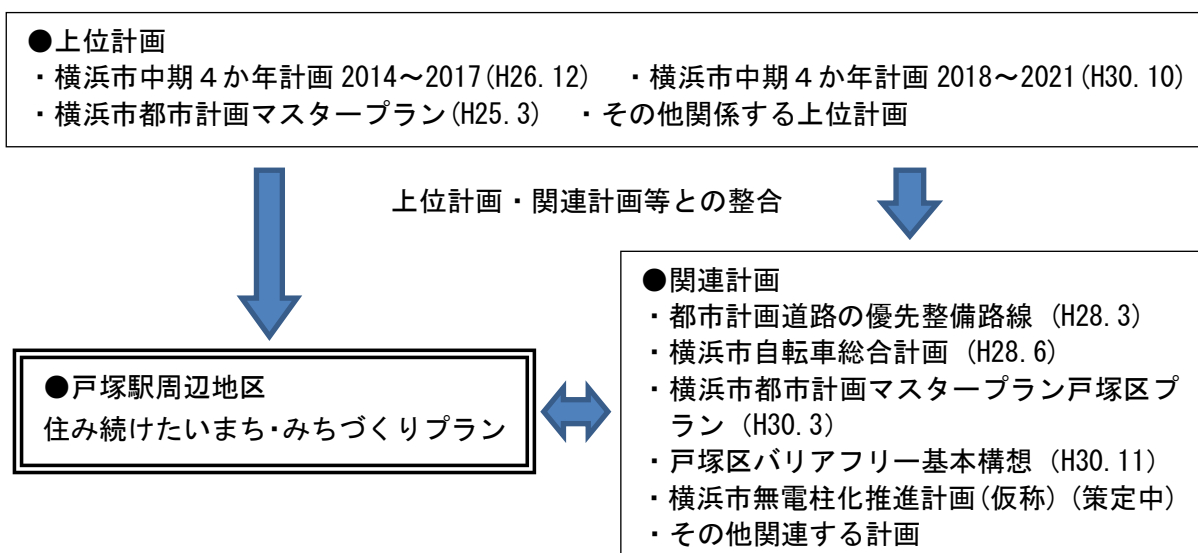
戸塚駅周辺地区の選定理由は、次のとおりです。

- ・ 「横浜市都市計画マスタープラン（全体構想）」（平成 25 年 3 月）において、「主要な生活拠点」に位置づけられています。
- ・ 戸塚駅には、JR 東海道本線・横須賀線・湘南新宿ラインと市営地下鉄ブルーラインが乗り入れており、またバスについては神奈川中央交通バス、江ノ電バスなどの路線バスや、高速バスが運行しており、ターミナル駅としての役割を担っています。
- ・ 平成 20 年 5 月に、戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想が策定され、この基本構想に基づき、バリアフリー化の事業が進められました。
- ・ 平成 25 年に、戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業が完了し、また、平成 28 年に戸塚駅前地区中央土地区画整理事業が完了しました。

戸塚駅周辺でのこれらの現状を踏まえ、魅力あるまち・みちづくりを進めていくために、プラン策定地区として選定します。

(2) 本プランの位置づけ

本プランは、「住み続けたいまち・みちづくり推進事業」の背景、目的、視点を踏まえて、戸塚駅周辺の課題解決を一体的に図るため、上位計画を踏まえ関連計画と整合したみちづくりの事業内容、箇所および実施スケジュールを個別に定めるものです。



(3) プラン策定の検討体制

ア 検討体制

プラン策定に際しては、実際の地域のニーズに的確に対応したプランを作成することが求められています。また、プランの内容をより実効性のあるものとするためには、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者などの協力が必要となります。

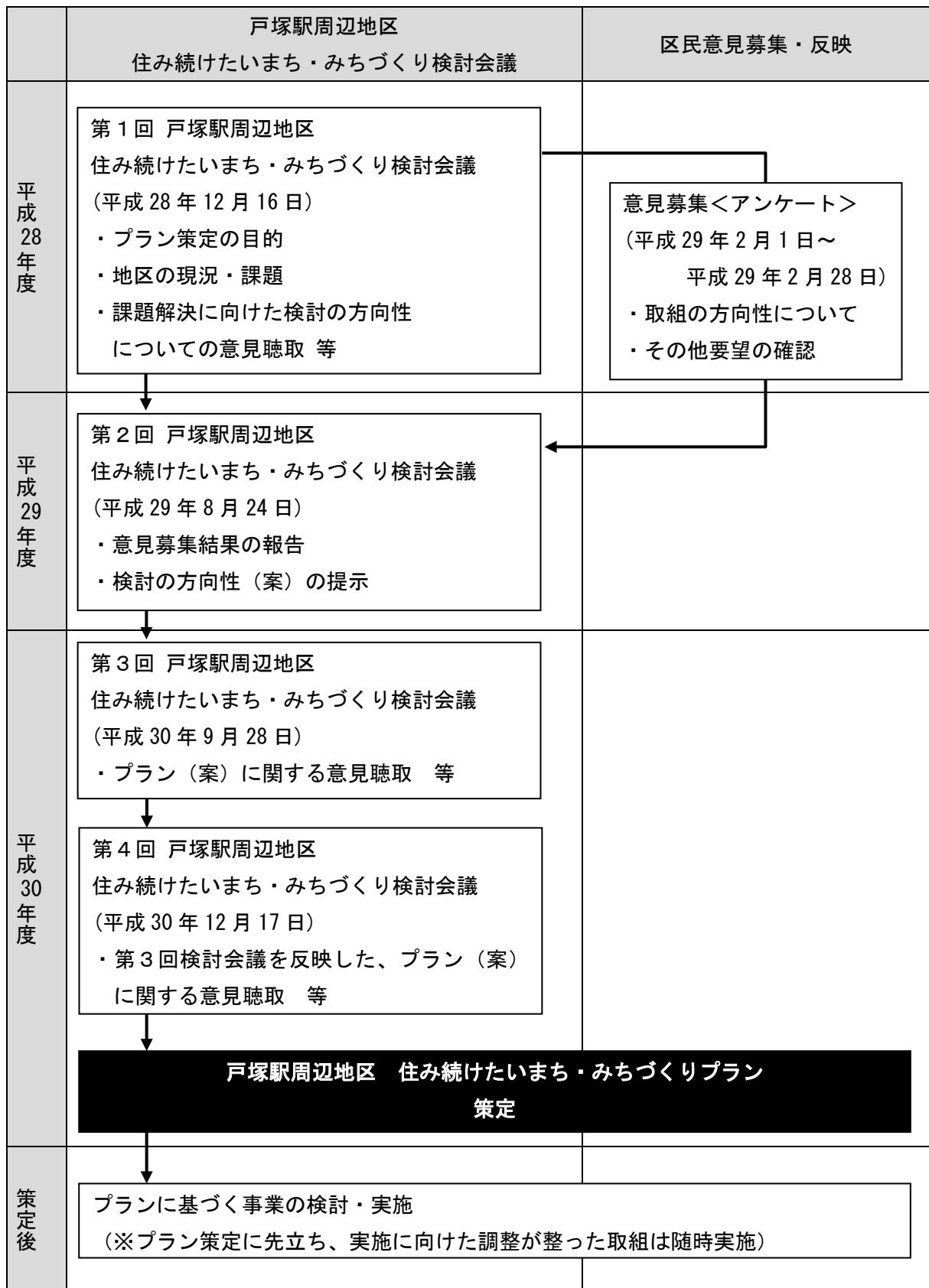
これらを踏まえ、本プラン策定にあたっては、「戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくり検討会議」を設置し、検討を進めました。

イ 戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくり検討会議の参加団体

以下に検討会議の参加団体について示します。

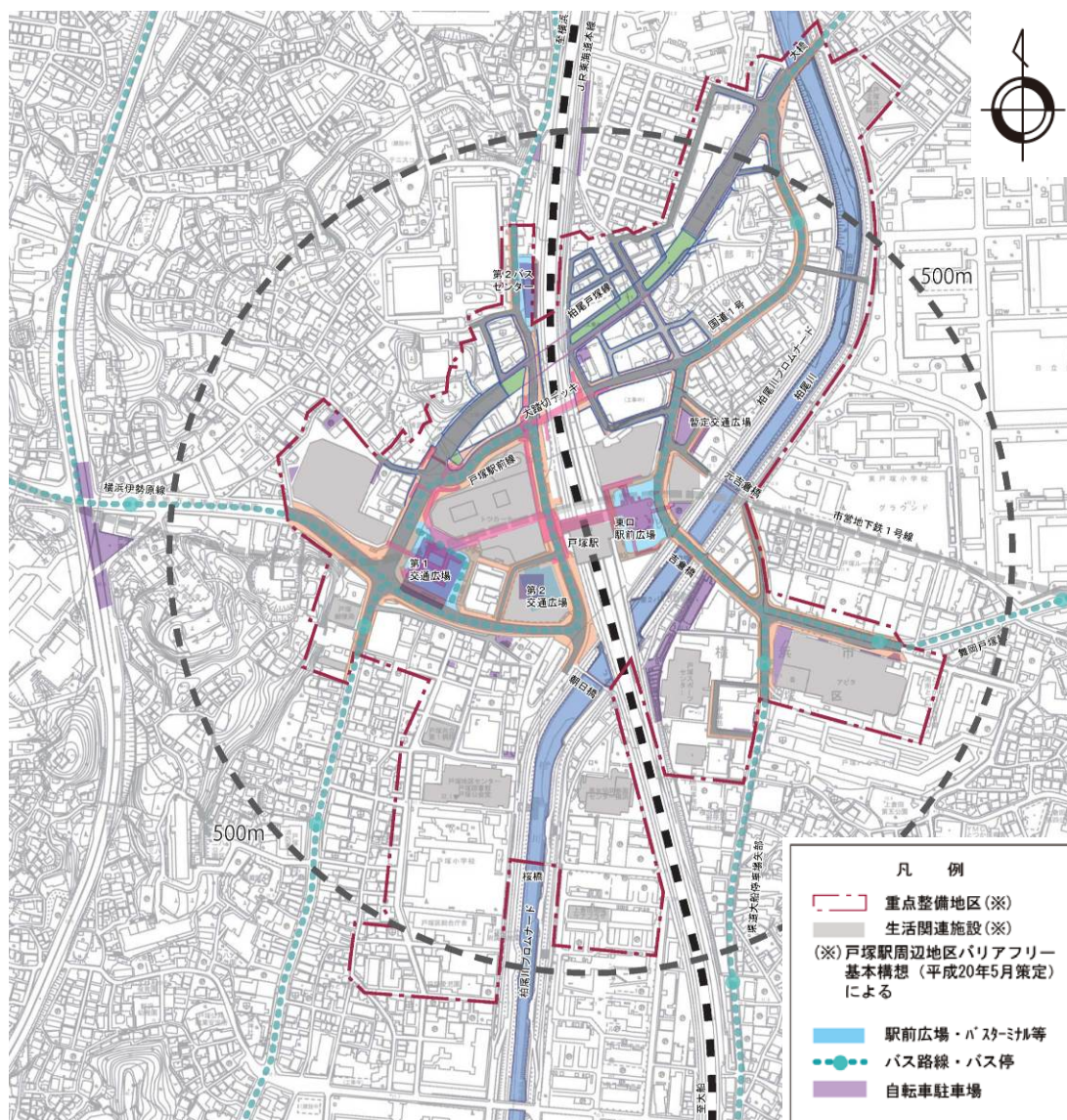
地域代表	戸塚区連合町内会自治会連絡会
	戸塚第一地区連合町内会
	戸塚第二地区連合町内会
	戸塚第三地区連合町内会
	柏尾地区連合町内会
	上矢部連合町内会
	上倉田地区連合会
	吉田矢部地区連合会
関係機関	神奈川中央交通株式会社運輸計画部計画課
	江ノ島電鉄株式会社自動車部計画管理課
	一般社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部
	一般財団法人神奈川タクシーセンター施設管理課
	神奈川県個人タクシー協会
	神奈川県戸塚警察署交通課
行政	横浜市戸塚土木事務所
	横浜市都市整備局市街地整備部市街地整備推進課
	横浜市道路局道路部施設課
事務局	横浜市戸塚区総務部区政推進課
	横浜市道路局計画調整部企画課

ウ プラン検討の流れ



(4) プランの策定範囲

策定範囲は、駅からの徒歩圏と考えられる「駅から概ね半径500mの範囲を目安」とします。なお、利用実態や道路の連続性等に配慮し、取組の方向性や内容はこの範囲を超えて定めることもあります。



【参考】バリアフリー基本構想における重点整備地区

重点整備地区とは：鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区等で、高齢者、障害者等が利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区

3 戸塚駅周辺地区の現況・課題

(1) 現地の状況

ア 歩行者空間

- ・ 戸塚駅周辺地区は、市街地再開発事業や土地区画整理事業による面的整備が進められており、地区の骨格となる道路には、歩道が整備されています。



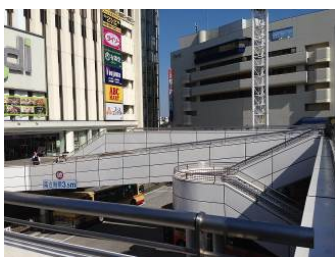
戸塚駅東口側の歩行者空間



戸塚駅西口側の歩行者空間



- ・ 東口駅前広場や元吉倉橋は、多くの通勤・通学者に利用されていますが、階段を通らなければならない通路や、スロープが急勾配である箇所等がみられます。

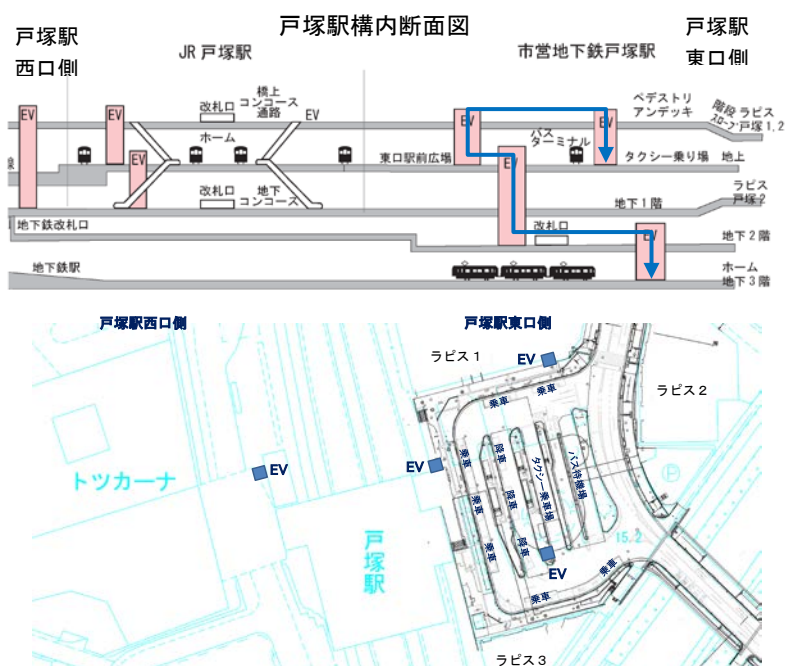


デッキとラピス1のスロープ、ラピス3の接続部は階段のみ



元吉倉橋の通勤時間帯

- ・ 東口駅前広場では、地下鉄改札階（地下2階）からペDESTリアンデッキ階（地上2階）まで連続したエレベーターがありません。例えば、地下鉄ホーム（地下3階）からタクシー乗車場に向かう場合、エレベーターを4回乗る必要があります。（下図の青矢印参照）



イ 交通結節点・公共交通

- ・ 東口駅前広場内では、バス交通が混雑しており車路部での降車や乱横断が見られます。
- ・ 東口には暫定交通広場があり、一般車乗降場、自転車駐車場、自動車駐車場として現在は利用されています。
- ・ 戸塚駅東口の朝の交通量のピーク時には、暫定交通広場を使わず、駅直近で降車させる一般車が多く、渋滞の要因のひとつになっています。



舞岡戸塚線での渋滞の様子



車路でのバスの降車の様子



暫定交通広場での一般車の駐停車の様子

- ・ 戸塚駅西口側では、バス乗降場として第1交通広場、第2バスセンターと戸塚駅前線のバス降車場があります。戸塚駅前線など周辺道路では、バス降車場周辺での一般車の駐停車が見られます。



第1交通広場



第2バスセンター



戸塚駅前線での一般車の駐停車の様子

ウ 駅前の魅力

- ・ 戸塚駅周辺には、南北に柏尾川が流れています。戸塚駅からのアクセスが良く、桜の花見等、地域に親しまれていますが、距離標がなく、河川敷が暗いなど、歩行環境が整っていない状況にあります。



柏尾川プロムナード（西口側）



柏尾川プロムナード（東口側）



柏尾川遠景と桜

エ 自転車利用環境

- ・ 戸塚駅は、駅周辺への自転車の利用台数が多く、定期利用補欠待機者数も多い駅です。
- ・ 戸塚駅周辺では市街地再開発事業等により、自転車駐車が整備されていますが、放置自転車が見られます。
- ・ 戸塚駅前線では、矢羽根型の路面表示による通行位置の明示等にも取り組んでいます。
- ・ 車道の左側通行などの基本的なルールを守らない自転車、整備が不十分な通行空間、路上に放置される自転車など、自転車の利用に関する様々な問題が生じています。



放置自転車の様子



戸塚駅周辺の自転車通行



矢羽根型の路面表示の設置

(2) 現況・課題の整理

1 東口駅前広場でのバス交通の混雑、歩行者の乱横断

- ・東口駅前広場内でのバス交通の混雑
- ・東口駅前広場内での歩行者の乱横断



2 東口周辺のバリアフリーに関する課題

- ・エレベーターの乗り継ぎが多い
- ・デッキとラビスへの接続部は、バリアフリー対応がされていない

3 柏尾川プロムナードの活用に関する課題

- ・距離標が無い、河川敷が暗いなど



4 暫定交通広場の活用の検討

- ・一般車乗降場等として利用
- ・交通広場機能の検討など暫定交通広場の活用



5 駅周辺の一般車等による交通混雑

- ・駅前道路での一般車の駐停車が多い

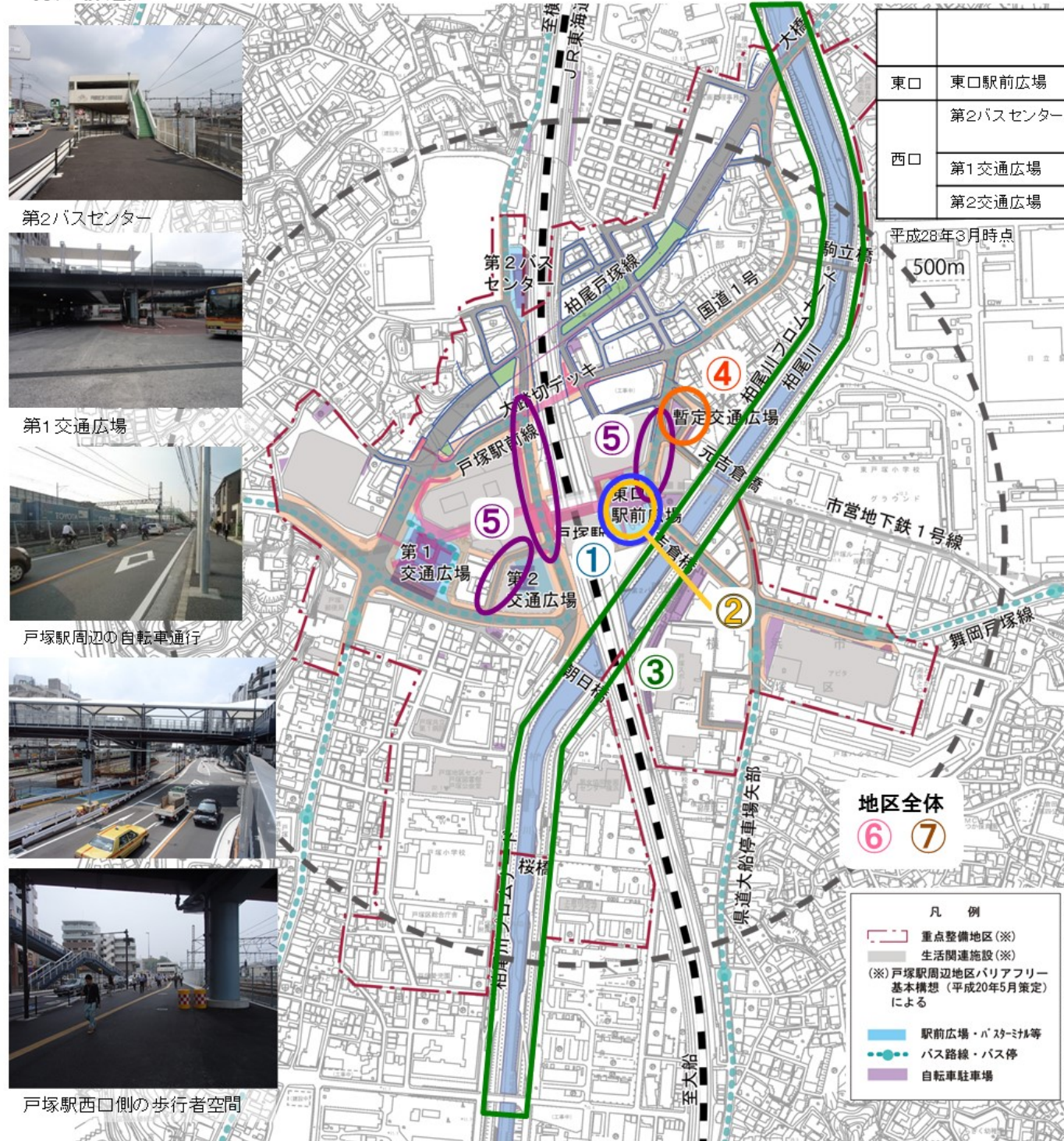
6 自転車利用環境に関する課題

- ・自転車通行空間が不十分
- ・戸塚駅周辺で放置自転車が見られる

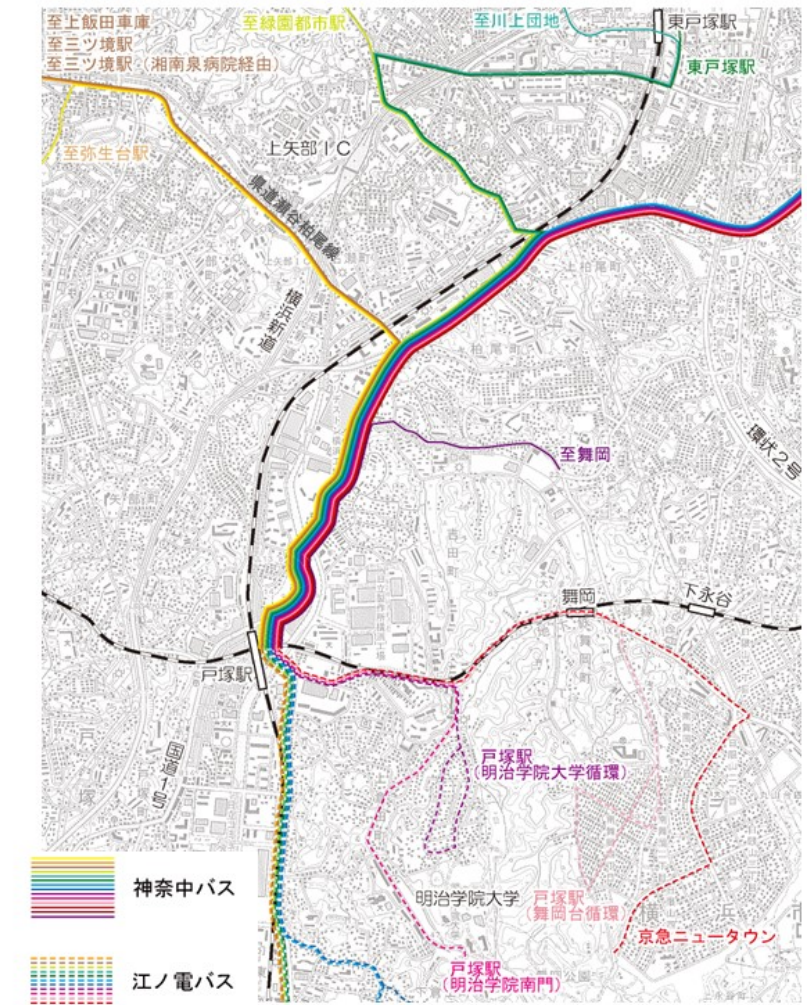
7 歩行者空間に関する課題

- ・歩道の狭い箇所
- ・高齢者を含む全ての人が安全で快適に利用できる歩行者空間等の向上

現況・課題図

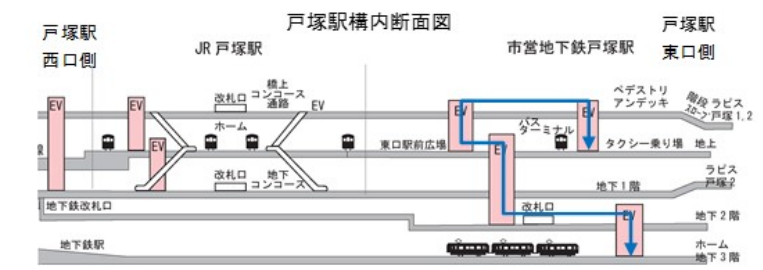


戸塚駅東口側のバス路線図



駅構内断面図

- ・地下2階からデッキ階まで連続したエレベーターがない。
- ・地下鉄ホームからタクシー乗車場に向かう場合、エレベーターを4回、乗る必要がある。



4 課題解決に向けた対応策

3で整理した課題の解決に向けて、以下に示す7つの項目について取り組みます。各項目の現状・課題、対応策、実施スケジュールについては次頁以降のとおりです。実施スケジュールについては、それぞれの対応策において短期（3年以内）、中期（5年以内）、長期（5年以上）に分類しています。

1 東口駅前広場の混雑緩和に向けた再編・再配置、機能拡充

- ・東口駅前広場に発着している県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線の西口への移転、明治学院大学行きバスの発着場所移転について検討します。また、タクシー乗降場も含めた再編成などについて検討していきます。

2 駅周辺のバリアフリー化

- ・バリアフリー基本構想の見直し、東口駅前広場のバリアフリー化などを検討します。

3 柏尾川沿いの水辺の魅力向上

- ・健康みちづくりによるプロムナードの魅力向上などについて実施します。

4 暫定交通広場の活用による、都市機能の増進

- ・暫定交通広場の活用による、都市機能の増進などを図ります。

5 駅周辺の交通円滑化に向けた一般車の適正化

- ・駅前の駐停車対策、既存の乗降場の円滑な運用、自動車交通の円滑化などについて検討していきます。

6 自転車利用環境の向上

- ・自転車通行空間整備実行計画の策定や、自転車駐車場の附置義務条例を適切に運用することにより、自転車利用環境の向上を図ります。

7 安全な歩行者空間の確保

- ・市道矢部第281号線（住宅展示場前）の歩道拡幅など安全な歩行者空間の確保を実施します。

※なお、対応策の内容と実施スケジュールについては、現段階の協議や調整状況によるものであり、今後、地域の実情や関係事業者等との協議・調整状況等を踏まえて検討を行った結果、対応策の内容や実施スケジュール等について変更することがあります。

東口駅前広場の混雑緩和に向けた再編・再配置、機能拡充

(1) 現況・課題

東口駅前広場には、現在、神奈川中央交通株式会社と江ノ島電鉄株式会社の路線バス等のバスやタクシーが乗り入れています。バスの発着便数（平日）は約2,500便/日となっています。車路部での降車、乱横断なども見られ、駅前広場の混雑緩和が課題となっています。

(2) 対応策

戸塚駅東口で発着するバス路線のうち、路線の行き先や経由地などを踏まえ、東口の混雑緩和への寄与が見込まれるバス路線の再編を検討します。なお、実際の再編にあたっては、バス事業者、交通管理者等との調整が必要です。

① 東口駅前広場に発着している、県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線発着場所の西口への移転

東口駅前広場に発着しているバス路線のうち、JR東海道本線以西を目的地とし、不動坂交差点を經由して県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線について、発着場所の西口側への移転に向けた調整を進めます。

同時に、移転に伴う西口バスセンターの混雑を避けるため、西口に発着するバス路線の運行効率化を併せて推進します。

⇒ 実施スケジュール：短期（3年以内）

○不動坂交差点を經由して県道瀬谷柏尾方面を運行するバス 平成28年3月時点

- ・ 運行状況 : 6番ポール（1バス）
- ・ 発着路線 : 5系統 発：146便
- ・ ピーク時間：発14便/8時

出典：神奈川中央交通バス時刻表より算定 平成28年3月時点

② 明治学院大学行きバス発着場所の移転

朝ピーク時を中心に利用者数・便数が多い明治学院大学行きのバス路線は、発着場所を東口駅前広場から近隣周辺部への移転を検討します。

⇒ 実施スケジュール：中期（5年以内）

○明治学院大学行きバス

- ・ 運行状況 : 8番ポール（1バス）
- ・ 発着路線 : 1系統 発：Aダイヤ114便、Bダイヤ92便 ※
- ・ ピーク時間：発17便/10時

※平常時はAダイヤ、学校が長期休暇中はBダイヤで運行

出典：江ノ電バス時刻表より算定 平成28年3月時点

③ バス・タクシー等の乗降場所全体の再編成

東口駅前広場の運用効率のさらなる向上やバリアフリー動線の確保のため、バス路線の移転の進捗を見ながら、バス・タクシー等を含めた広場全体の乗降場所の再配置を検討します。

⇒ 実施スケジュール：長期（5年以上）

(1) 現況・課題

戸塚駅周辺地区では、駅から公的施設等までの円滑な移動等を実現し、移動の利便性及び安全性の向上を促進することを目的として、平成20年5月にバリアフリー基本構想を策定しています。現在、策定から約10年が経過し、その間に市街地再開発事業や土地区画整理事業が実施される等、駅周辺の土地利用や人の流れに変化が生じています。

また、東口駅前広場では、エレベーターで移動する場合、地下鉄改札階（地下2階）からペDESTリアンデッキ階（地上2階）まで連続したエレベーターがないことや、ペDESTリアンデッキとラピス1（戸塚モディ）とを接続するスロープの勾配が急であること、ラピス3との接続通路は階段のみである等、利便性の向上が課題となっています。

(2) 対応策

戸塚駅周辺地区の現状に合わせた段階的かつ継続的な計画の発展（スパイラルアップ）を図るためにバリアフリー基本構想を見直すとともに、戸塚駅東口周辺の道路施設等についてバリアフリー化します。

① バリアフリー基本構想の策定（スパイラルアップ）・特定事業等の実施

既存のバリアフリー基本構想のスパイラルアップを図ることを目的として、計画の見直し・更新を実施し、新たに戸塚区バリアフリー基本構想を平成30年11月に策定しています。

各事業者は策定した基本構想の特定事業計画に基づき事業を実施し、戸塚駅周辺のバリアフリー化を推進します。

⇒ 実施スケジュール：中期（5年以内）

② 東口駅前広場のバリアフリー化検討

東口駅前広場の利便性の向上を目的として、新たに策定されるバリアフリー基本構想やバス・タクシー等の乗降場所全体の再編成等を踏まえ、対応の方向性を整理し、改善方法を検討します。

⇒ 実施スケジュール：長期（5年以上）

(1) 現況・課題

戸塚駅周辺には、地区の南北に柏尾川が流れており桜の花見等、地域に親しまれています。一方、距離標がなく、河川敷が暗いなどの課題があります。

(2) 対応策

地域資源である柏尾川の水辺整備を検討します。

① 健康みちづくりによるプロムナードの魅力向上

柏尾川で、幅広い年齢層の方がジョギングやウォーキング、通勤・通学等の多様な用途に使い水辺を感じられる、健康みちづくり（健康増進や外出意欲の向上に資する歩行空間を整備）を目指します。まずは更新計画を策定し、計画をもとに根上がり等舗装改修、距離標・案内板等の設置をしていきます。

また、柏尾川は県管理のため、実際の整備にあたっては土木事務所と連携の上、県担当課と協議を進めていきます。

⇒ 実施スケジュール：中期（5年以内）

(1) 現況・課題

暫定交通広場は、東口駅前広場の交通混雑を緩和するために、平成9年7月から一般車乗降場として供用されています。また、平成23年2月には自転車駐車が拡張整備（面積約600㎡、収容台数約500台）されています。さらに、一般車駐車場も設置されており、周辺商業施設等への来街者に利用されています。

しかしながら、東口駅前広場は、いまだに混雑が課題となっています。

(2) 対応策

都市機能の増進に向けて、暫定交通広場の交通機能を拡充しつつ、さらなる活用の可能性を検討します。

① 暫定交通広場の活用による、都市機能の増進

都市機能の増進を図るため、交通広場機能を拡充しつつ上部利用等のさらなる活用の可能性について、市場性の有無等の確認をします。

⇒ 実施スケジュール：短期（3年以内）

市場性の把握後、交通機能の拡充内容及び活用に向けた事業スキームの検討をします。

⇒ 実施スケジュール：中期（5年以内）

(1) 現況・課題

戸塚駅周辺の道路において、朝・夕のラッシュ時に送迎などの停車車両により、バスなどが停滞しています。

また、区役所周辺の道路や市道矢部第 129 号線（坂本道路）は交通量が多く車道の幅員が狭い箇所があります。

そのため、駅前道路の駐停車対策、自動車交通の円滑化の検討が必要です。

(2) 対応策

駅周辺の交通円滑化に向けて、一般車交通の適正化について検討します。

① 駅前の駐停車対策等の検討

ア 戸塚駅前線の駐停車対策

一般車（マンション等の送迎バスを含む）の駐停車対策として、道路脇にポストコーンの設置を実施しています。今後は、設置による効果を検証し、更なる追加設置等の対策を検討します。

⇒ 実施スケジュール：短期（3年以内）

イ 戸塚駅西口第3地区の駐停車対策

地区内の駐停車対策としては、警察への取締強化の依頼や周辺施設管理者への注意喚起等を行っていきます。

⇒ 実施スケジュール：短期（3年以内）

ウ 舞岡戸塚線（戸塚駅東口駅前）の駐停車対策

戸塚駅東口駅前の一般車の駐停車について、駅周辺の交通状況を踏まえながら、対応策等を検討します。

⇒ 実施スケジュール：中期（5年以内）

② 一般車乗降場の確保検討

ア 第2交通広場（区役所下）の円滑な運用

第2交通広場の一般車乗降場では、現在、道路交通法の規定を参考に、停車時間を5分以内とし、超過した際には管理会社から速やかな移動をお願いしています。

今後は、利用者の安全性に配慮しながら、利便性の向上につながる円滑な運用について検討を行っていきます。

⇒ 実施スケジュール：短期（3年以内）

③ 自動車交通の円滑化検討

ア 市道戸塚第 520 号線（区役所と戸塚パルソの間）の交通円滑化の対策実施

市道戸塚第 520 号線については、一般車の停車が多く、車両の通行に支障が生じています。このため、交通の円滑化に向けて検討します。

⇒ 実施スケジュール：短期（3年以内）

イ 市道矢部第 129 号線（坂本道路）の拡幅及び蔵坪交差点改良

市道矢部第 129 号線（坂本道路）の拡幅については、平成 28 年度から拡幅整備を実施しており、平成 30 年度も JR 側の水路部分を車道化する拡幅整備を行っていきます。また、蔵坪交差点についても拡幅整備に向けて土地所有者と協議を進め、早期の整備に努めます。

⇒ 実施スケジュール：中期（5年以内）

(1) 現況・課題

自転車は、便利で身近、健康や環境に良い乗り物で利用が増えていますが、車道の左側通行などの基本的なルールを守らない自転車と歩行者の錯綜、路上の放置自転車による歩行者空間の阻害や景観の悪化など様々な問題が生じています。

そうしたことから、戸塚駅前線では、矢羽根型の路面表示による通行位置の明示等に取り組んでいますが、自転車通行空間という点では不十分な状況です。また、市街地再開発事業等により、自転車駐車が整備されましたが、駅周辺では路上に放置自転車が見られる等、歩行者、自転車、自動車が安全、快適に道路を利用できる環境の整備が課題となっています。

(2) 対応策

横浜市自転車総合計画に基づき、戸塚駅周辺が、自転車を安全で快適に利用でき、歩行者の安全も確保できる環境となるよう、自転車通行空間の整備に向けた実行計画を策定します。また、利用者が安心して停めることができる駐輪環境の整備を促進します。

① 自転車通行空間整備実行計画の策定検討

自転車通行空間の整備を着実に推進するため、自転車の通行状況を調査・分析し、横浜市自転車通行環境整備指針（本市における自転車通行空間整備の考え方を整理したガイドライン）に沿った自転車通行空間整備実行計画（重点的な対策を行うエリアごとに具体の整備箇所や整備形態、目標等を設定した計画）を駅中心に半径 1km の範囲で安全性の確保、自転車駐車場や施設の立地状況、それらを利用する自転車利用者の主な経路などを考慮し、策定します。（整備対象路線の詳細は、次ページの概要図を参照）

⇒ 実施スケジュール：短期（3年以内）

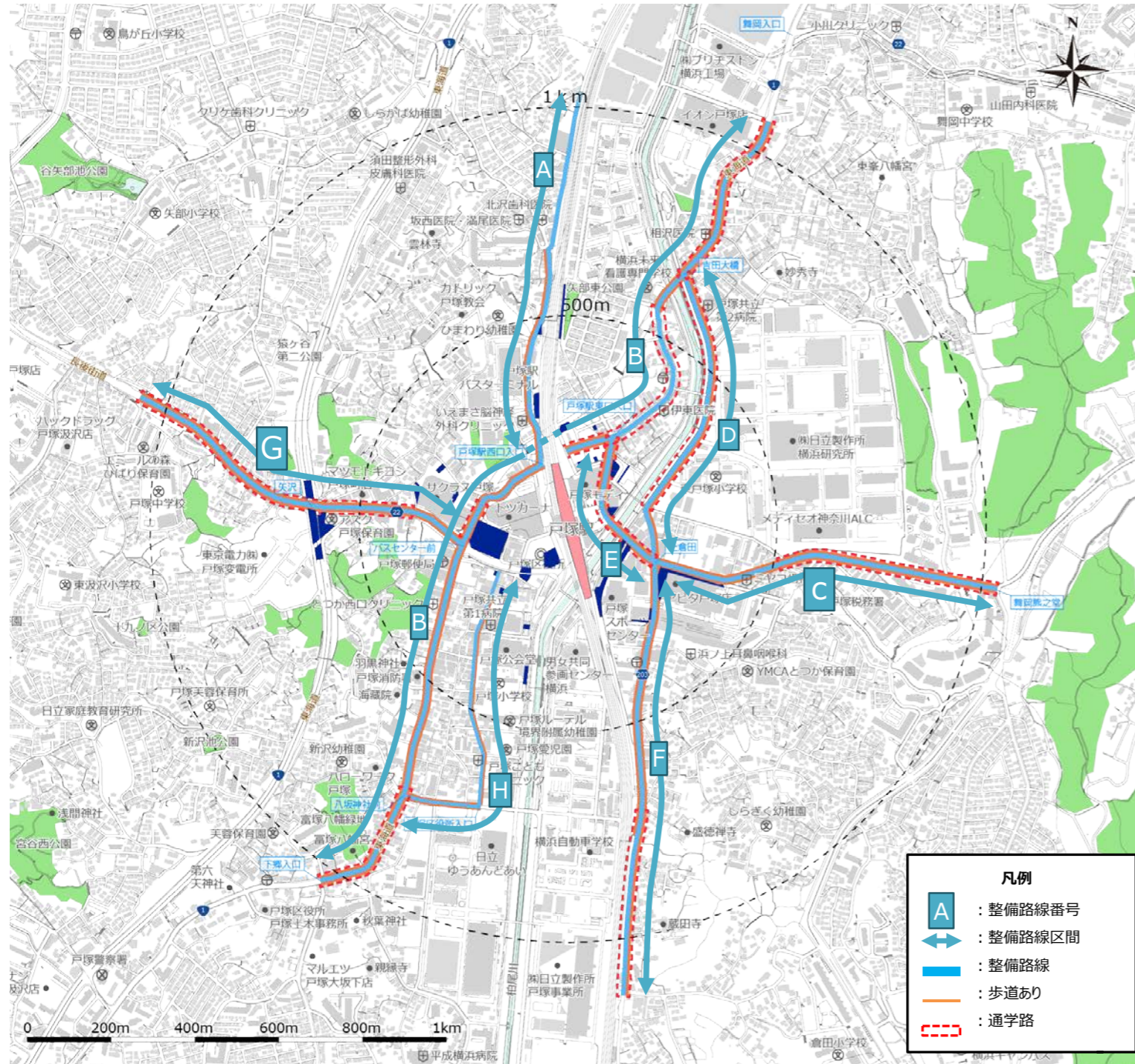
② 附置義務制度による駐輪環境整備

市街地再開発事業にあわせて大規模な自転車駐車場を整備したことにより、駅利用者による放置は大幅に改善されてきていますが、集客施設周辺などにおいては、依然として放置自転車が発生しています。

集客施設における自転車駐車場の設置を着実に進めるため、附置義務条例を適切に運用し、駐輪環境の改善を図ります。

⇒ 実施スケジュール：長期（5年以上）

■ 「① 自転車通行空間整備実行計画の策定検討」における整備対象路線の概要図



図：整備対象路線図

路線	該当箇所	選定理由	整備形態	実施時期
A	戸塚駅から北側に向かう JR 西側沿線の路線	・ピーク時の自転車交通量、歩行者交通量ともに多い ・沿線に自転車駐車が立地	車道混在 (矢羽根型路面表示)	短期 (3年以内)
B	国道1号	・沿線に自転車駐車が立地 ・沿線に複数の商業施設、工場等が立地 ・戸塚駅の西側と東側を結ぶ幹線道路に指定(国道1号) ・通学路に指定されている区間あり	〃	中期 (5年以内)
C	戸塚駅東側の「上倉田交差点」から「舞岡熊之堂」交差点まで (アピタ戸塚店沿線)	・沿線に商業施設が立地 ・通学路に指定されている区間あり	〃	〃
D	柏尾川東側沿線の「上倉田」交差点から「吉田大橋」交差点まで	・沿線に企業、東戸塚小学校が立地 ・通学路に指定されている区間あり	〃	〃
E	戸塚駅東側の「上倉田」交差点から「戸塚駅東口入口」交差点(国道1号)まで	・ピーク時の自転車交通量、歩行者交通量ともに多い ・沿線に複数の商業施設が立地 ・通学路に指定されている区間あり	〃	〃
F	「上倉田」交差点から南側に向かう JR 線東側沿線の路線	・沿線に商業施設、工場が立地 ・通学路に指定されている区間あり	〃	〃
G	長後街道(主要地方道横浜伊勢原線)	・ピーク時の自転車交通量、歩行者交通量ともに多い ・沿線に複数の商業施設が立地 ・通学路に指定されている区間あり	自転車専用通行帯	〃
H	「八坂神社前」交差点から東に向かい「戸塚区役所入口」交差点を北に向かう戸塚小学校沿線の路線	・沿線に病院、小学校、その他文化施設が立地	車道混在 (矢羽根型路面表示)	〃

※なお、上表において示した整備形態は施工にあたっての詳細な設計により、変更になる場合があります。

表：整備対象路線の概要一覧

(1) 現況・課題

戸塚駅周辺地区は、これまでの市街地再開発事業や土地区画整理事業によって面的な歩道整備などが行われていますが、駅の周辺道路の中には歩道の幅員が狭い箇所や、歩道がない道路があります。

(2) 対応策

既存道路の改修や新たな道路等を整備する中で歩行空間を確保します。

① 既存道路を活かした歩行者対策

ア 市道矢部第 281 号線（住宅展示場前）の歩道拡幅

市道矢部第 281 号線（住宅展示場前）の歩道拡幅については、現況の歩道幅 1.5m から約 3.0m に拡幅を行います。H29 年度末から全長約 160m の内、約 100m 区間について拡幅整備を実施し、残りの区間についても、早期の整備に向け、近隣地権者と協議を行っていきます。

⇒ 実施スケジュール：長期（5年以上）

イ バスセンター前交差点の交通流の円滑化

バスセンター前交差点の自動車及び歩行者交通をより円滑にするため、交差点の形状や信号現示の変更などについて検討します。

⇒ 実施スケジュール：中期（5年以内）

ウ 元吉倉橋周辺の通学路対策

戸塚駅東口の利用者数の動向や、周辺の土地利用及び移動経路の状況等を踏まえながら、対応の方向性を検討します。

⇒実施スケジュール：長期（5年以上）

② まちづくりの推進による歩行者空間の確保

ア 戸塚駅西口第3地区まちづくり計画等の推進

戸塚駅西口第3地区計画やまちづくり計画等に基づき歩行者空間の確保を実施します。

⇒ 実施スケジュール：長期（5年以上）

③ 幹線道路整備による歩行者対策

ア 国道1号道路整備

国道1号の長後街道（バスセンター前交差点）から桂町戸塚遠藤線（八坂神社前交差点）までの区間について、都市計画道路（柏尾戸塚線）の整備を実施します。時期は平成37年度頃までに事業着手することを目標としています。

⇒ 実施スケジュール：長期（5年以上）

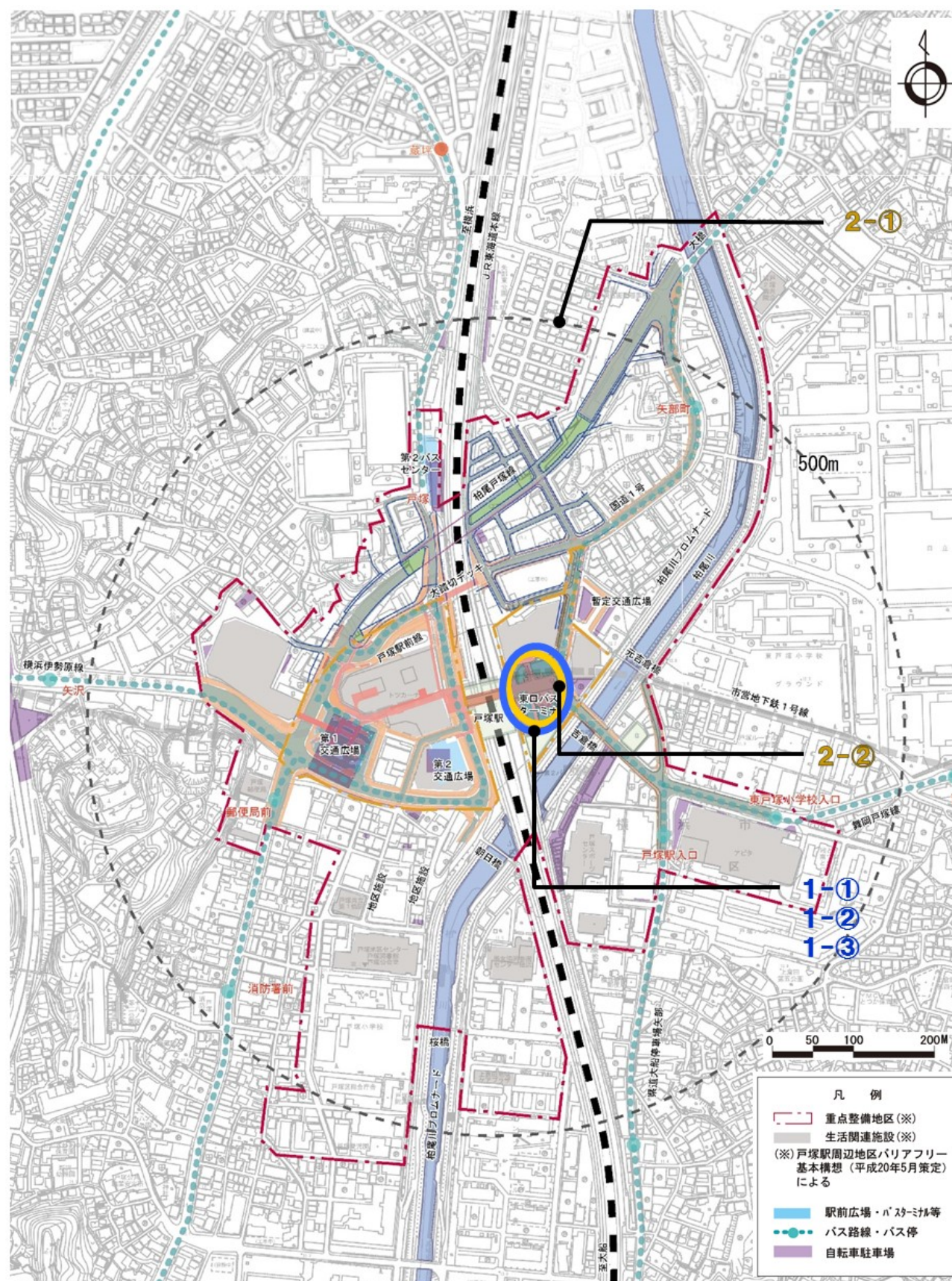
■課題解決に向けた実施方針図 (1/3)

1 東口駅前広場の混雑緩和に向けた再編・再配置、機能拡充

- ① 東口駅前広場に発着している、県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線の西口への移転
【実施内容】
 - ・ JR東海道本線以西を目的地とし、不動坂交差点を經由して県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線について、発着場所の西口側への移転を検討
 - ・ 移転先となる西口駅前広場の混雑緩和に向け、西口に発着するバス路線の運行効率化を検討
 ⇒実施スケジュール：短期(3年以内)

- ② 明治学院大学行きバス発着場所の移転
【実施内容】
 - ・ 朝ピーク時を中心に利用者数・便数が多い明治学院大学行きのバス路線について、発着場所を駅前広場から東口の近隣周辺部への移転を検討
 ⇒実施スケジュール：中期(5年以内)

- ③ バス・タクシー等の乗降場所全体の再編成
【実施内容】
 - ・ 東口駅前広場の運用効率のさらなる向上やバリアフリー動線の確保のため、バス路線の移転の進捗を見ながら、バス・タクシー等を含めた広場全体の乗降場所の再配置を検討
 ⇒実施スケジュール：長期(5年以上)



※ 検討の方向性等の具体的な対応については確定したのではなく、今後調整・検討を進めていく中で、変更する場合があります。

2 駅周辺のバリアフリー化

- ① バリアフリー基本構想の策定（スパイラルアップ）・特定事業等の実施
【実施内容】
 - ・ 既存のバリアフリー基本構想のスパイラルアップを図ることを目的として、計画の見直し・更新を実施し、新たに戸塚区バリアフリー基本構想を策定しています。各事業者は策定した基本構想の特定事業計画に基づき事業を実施し、戸塚駅周辺のバリアフリー化を推進
 ⇒実施スケジュール：中期（5年以内）

- ② 東口駅前広場のバリアフリー化
【実施内容】
 - ・ 東口駅前広場の利便性の向上を目的として、新たに策定されるバリアフリー基本構想やバス・タクシー等の乗降場所全体の再編成等を踏まえ、対応の方向性を整理し、改善方法を検討
 ⇒実施スケジュール：長期（5年以上）

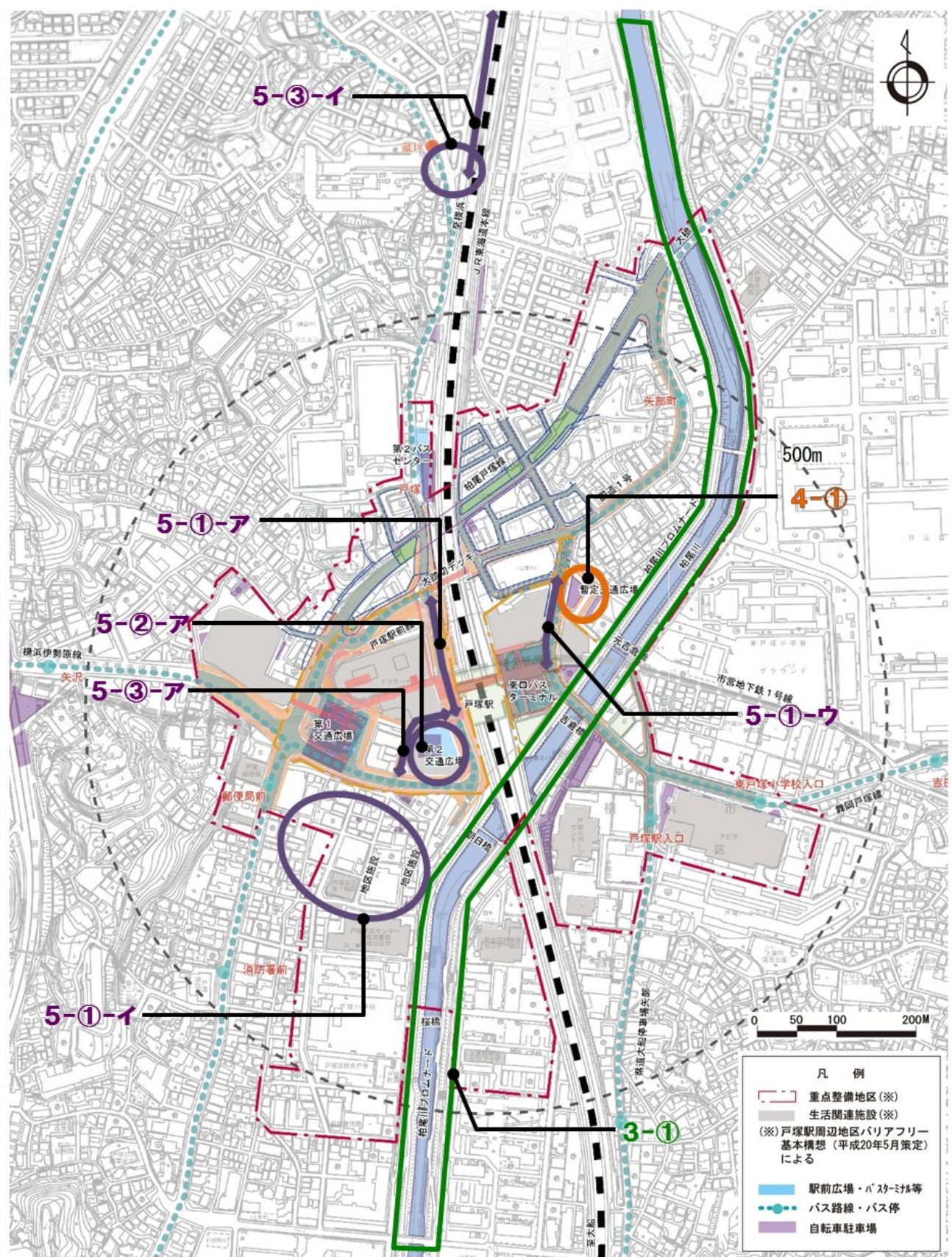
■課題解決に向けた実施方針図 (2/3)

3 柏尾川沿いの水辺の魅力向上

- ① 健康みちづくりによる、プロムナードの魅力向上
 【実施内容】
 ・柏尾川において、幅広い年齢層の方がジョギングやウォーキング、通勤・通学等の多様な用途に使い水辺を感じられる、健康みちづくり（健康増進や外出意欲の向上に資する歩行空間を整備）を目指す
 ⇒実施スケジュール：中期（5年以内）

4 暫定交通広場の活用による、都市機能の増進

- ① 暫定交通広場の活用による、都市機能の増進
 【実施内容】
 ・都市機能の増進を図るため、交通広場機能を拡充しつつ上部利用等のさらなる活用の可能性について、市場性の有無等の確認
 ⇒実施スケジュール：短期（3年以内）
 ・市場性の把握後、交通機能の拡充内容及び活用に向けた事業スキームの検討
 ⇒実施スケジュール：中期（5年以内）



※ 検討の方向性等の具体的な対応については確定したのではなく、今後調整・検討を進めていく中で、変更する場合があります。

5 駅周辺の交通円滑化に向けた一般車の適正化

- ① 駅前の駐停車対策
 ア 戸塚駅前線の駐停車対策
 【実施内容】
 ・ポストコーンの設置による一般車の駐停車対策効果を検証し、更なる追加設置等の対策を検討
 ⇒実施スケジュール：短期（3年以内）
 イ 戸塚駅西口第3地区の駐停車対策
 【実施内容】
 ・警察へ取締強化の依頼や施設管理者への注意喚起等を実施
 ⇒実施スケジュール：短期（3年以内）
 ウ 舞岡戸塚線（戸塚駅東口駅前）の駐停車対策
 【実施内容】
 ・戸塚駅東口駅前の一般車の駐停車について、駅周辺の交通状況を踏まえながら対策等を検討
 ⇒実施スケジュール：中期（5年以内）
- ② 一般車乗降場の確保
 ア 第2交通広場（区役所下）の円滑な運用
 【実施内容】
 ・利用者の安全性に配慮しながら、利便性の向上につながる円滑な運用について検討
 ⇒実施スケジュール：短期（3年以内）
- ③ 自動車交通の円滑化検討
 ア 市道戸塚第520号線（区役所と戸塚パルソの間）の交通円滑化の対策実施
 【実施内容】
 ・交通の円滑化に向けて検討
 ⇒実施スケジュール：短期（3年以内）
 イ 市道矢部第129号線（坂本道路）の拡幅及び蔵坪交差点改良
 【実施内容】
 ・市道矢部第129号線（坂本道路）は平成28年度から拡幅整備を実施しており、平成30年度もJR側の水路部分を車道化する拡幅整備の実施。
 ・蔵坪交差点について、拡幅整備に向けて土地所有者と協議を進め、早期の整備に努める
 ⇒実施スケジュール：中期（5年以内）

■課題解決に向けた実施方針図 (3/3)

6 自転車利用環境の向上

① 自転車通行空間整備実行計画の策定

【実施内容】

- ・自転車の通行状況を調査・分析し、横浜市自転車通行環境整備指針に沿った、自転車通行空間整備実行計画を駅を中心に半径1kmの範囲で安全性の確保、自転車駐車場や施設の立地状況、それらを利用する自転車利用者の主な経路などを考慮し、策定

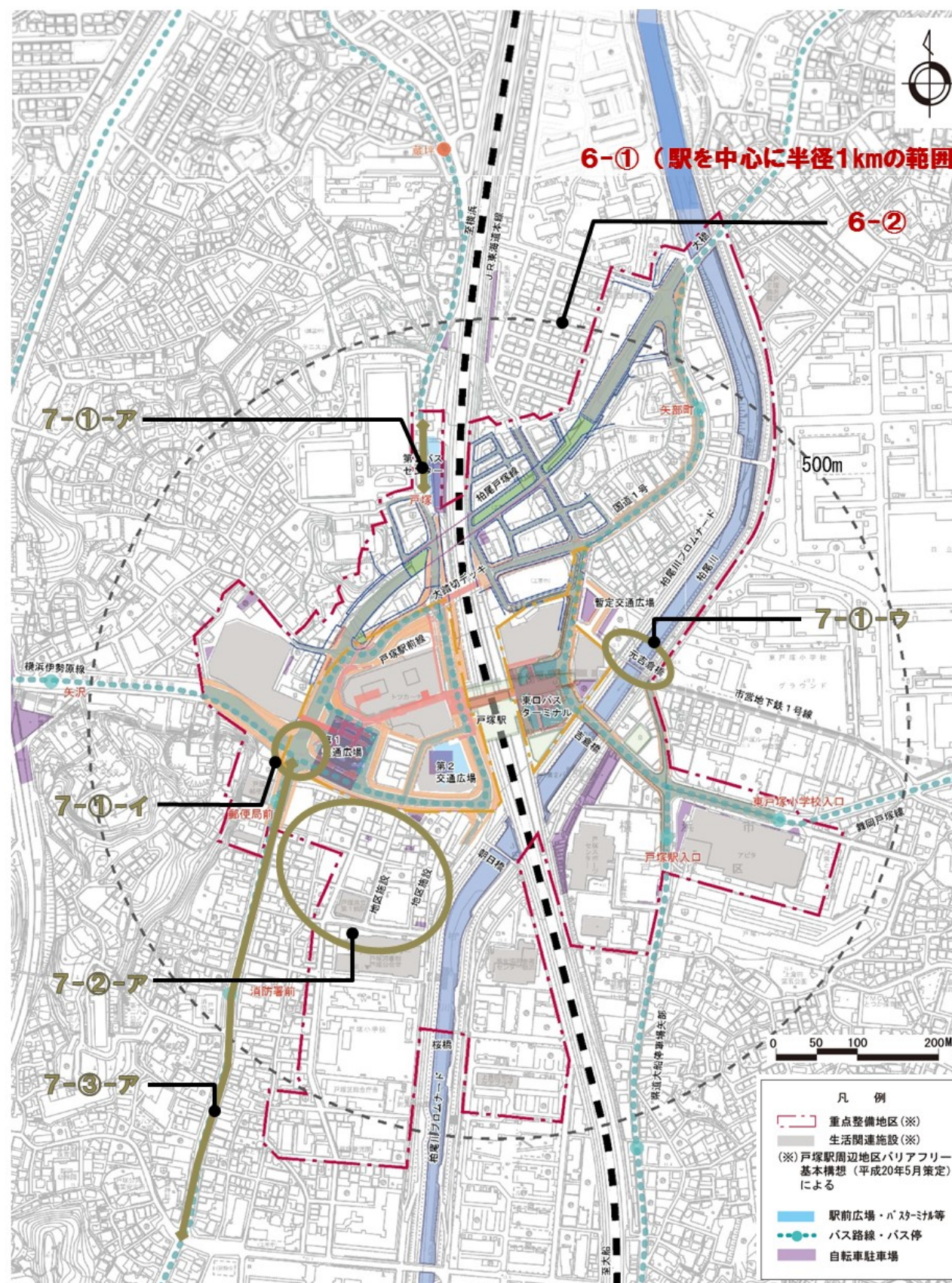
⇒実施スケジュール：短期（3年以内）

② 附置義務制度による駐輪環境の改善

【実施内容】

- ・集客施設における自転車駐車場の設置を着実に進めるため、附置義務条例を適切に運用

⇒実施スケジュール：長期（5年以上）



※ 検討の方向性等の具体的な対応については確定したのではなく、今後調整・検討を進めていく中で、変更する場合があります。

7 安全な歩行者空間の確保

① 既存道路を活かした歩行者対策

ア 市道矢部第281号線（住宅展示場前）の歩道拡幅

【実施内容】

- ・現況の歩道幅1.5mから約3.0mに拡幅を実施。H29年度末から全長約160mの内、約100m区間について拡幅整備を実施し、残りの区間についても、早期の整備に向け、近隣地権者と協議を行う

⇒実施スケジュール：長期（5年以上）

イ バスセンター前交差点の交通流の円滑化

【実施内容】

- ・バスセンター前交差点の自動車及び歩行者交通をより円滑にするため、交差点の形状や信号現示の変更などについて検討

⇒実施スケジュール：中期（5年以内）

ウ 元吉倉橋周辺の通学路対策

【実施内容】

- ・戸塚駅東口の利用者数の動向や、周辺の土地利用及び移動経路の状況等を踏まえながら、対応の方向性を検討

⇒実施スケジュール：長期（5年以上）

② まちづくりの推進による歩行者対策

ア 戸塚駅西口第3地区まちづくり計画等の推進

【実施内容】

- ・戸塚駅西口第3地区計画やまちづくり計画等に基づき歩行者空間の確保を実施

⇒実施スケジュール：長期（5年以上）

③ 幹線道路整備による歩行者対策

ア 国道1号道路整備

【実施内容】

- ・国道1号の長後街道（バスセンター前交差点）から桂町戸塚遠藤線（八坂神社前交差点）までの区間について、都市計画道路（柏尾戸塚線）の整備を実施

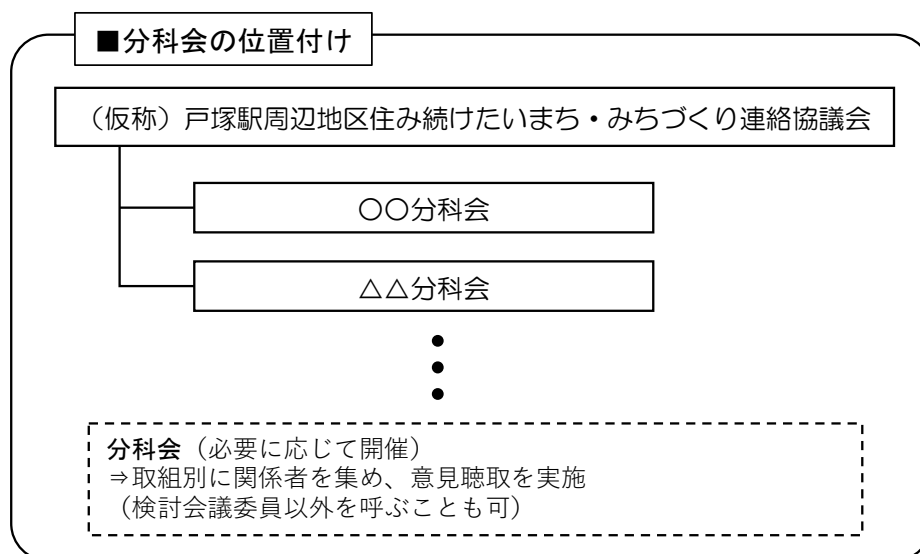
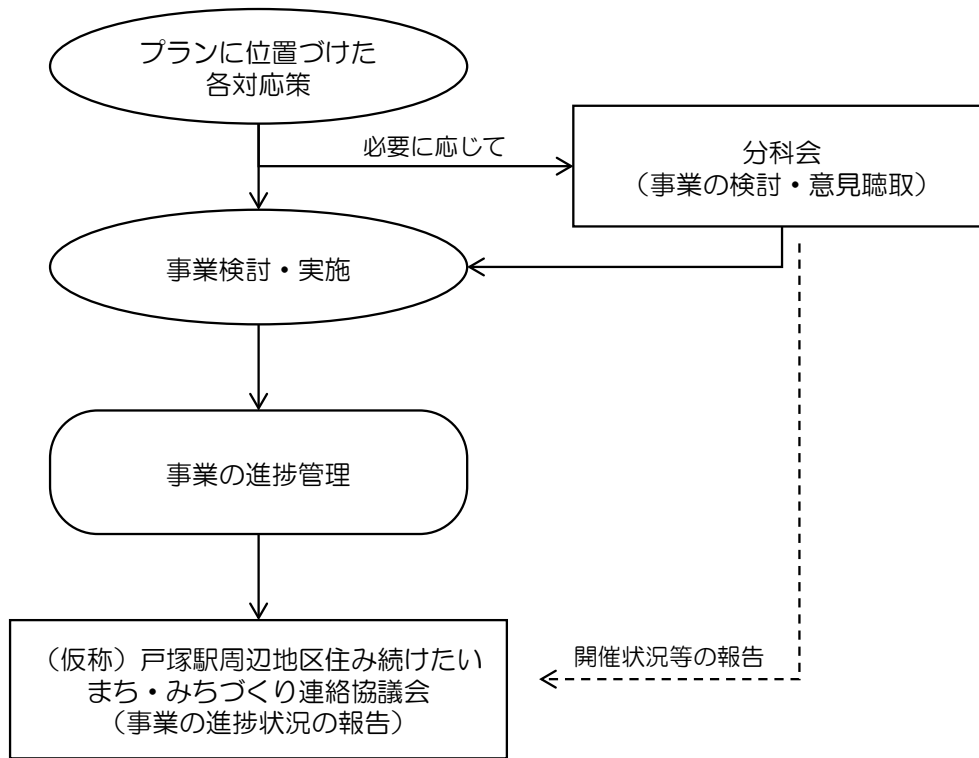
⇒実施スケジュール：長期（5年以上）

5 プラン策定後の進め方

(1) 対応策の実施と進捗管理について

対応策を円滑に実施するために、必要に応じて分科会を設置し意見聴取するなど、関係者、市民など互いに理解、協力して推進するように努めることとする。

各対応策の進捗管理については、(仮称)戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくり連絡協議会を設置し、委員に対して事業の進捗状況を報告することとする。



参考 「戸塚駅周辺のみちづくり」に関する意見募集と結果

(1) 意見募集の概要

- ◆募集期間：平成 29 年 2 月 1 日（水）～ 2 月 28 日（火）（当日必着）
- ◆回答方法：①横浜市ホームページのアンケートフォーム
②アンケート用紙への記入（提出方法は郵送、FAX、Eメール、持参）
- ◆募集用紙：次ページ参照

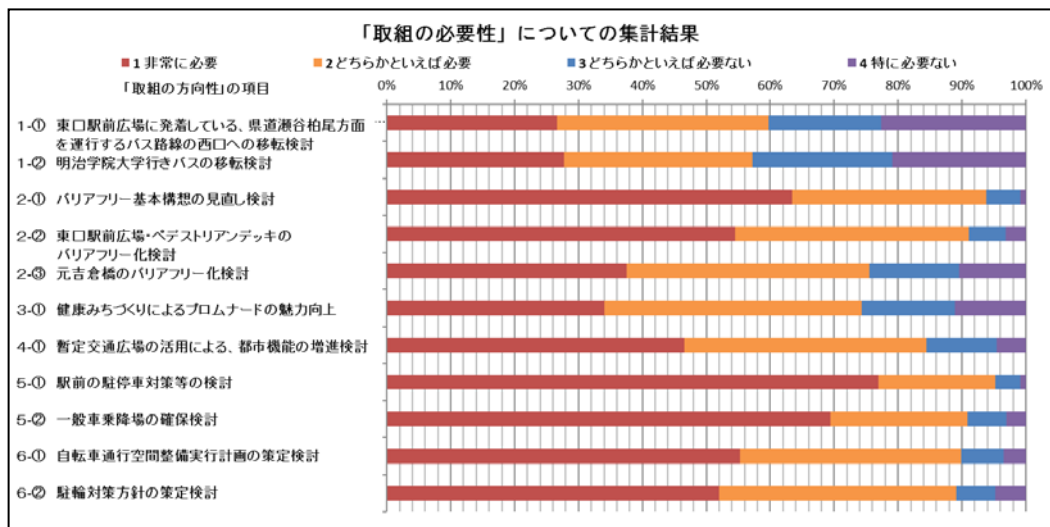
(2) 意見募集の結果

- ◆回答数：選択回答者… 232 件（HP153 件、紙 79 件）
：別紙・メール・要望書での自由意見のみ回答者… 7 件
- ◆回答結果 ※項目により未回答や複数回答者が存在したため、回答数が回答合計数と異なる

「問 1. ご自身についてお伺いします。」の結果

①すまい		②年齢				③戸塚駅への行き方			
戸塚第一地区	13	上倉田地区	18	10代以下	5	60代	27	東口側	105
戸塚第二地区	5	戸塚区内その他	80	20代	8	70代	40	西口側	101
戸塚第三地区	34	戸塚区	16	30代	47	80代以上	10	両側同程度	24
柏尾地区	7	戸塚区外	38	40代	51				
上矢部地区	15			50代	42				
合計		226	合計				226	230	

「問 2. 下記、取組の方向性の必要性についてお聞きます。」の結果



<取組の方向性の中でも、「特に必要性が高い」と認識されている項目>

- 1 位：5-① 駅前の駐停車対策等の検討 …218 件(約 95%)
- 2 位：2-① バリアフリー基本構想の見直し検討 …209 件(約 94%)
- 3 位：2-② 東口駅前広場・ペDESTリアンデッキのバリアフリー化検討 …204 件(約 91%)
- 4 位：5-② 一般車乗降場の確保検討 …208 件(約 91%)
- 5 位：6-① 自転車通行空間整備実行計画の策定検討 …205 件(約 90%)

※上記の件数は「非常に必要、どちらかといえば必要」が選択された件数の合計値

★「戸塚駅周辺のみちづくり」に関するご意見記入用紙

問1. ご自身についてお伺いします。

- あなたのすまい 戸塚区 (戸塚第一地区 戸塚第二地区 戸塚第三地区 柏尾地区 上矢部地区 上倉田地区 その他) 区外
- あなたの年齢 10代以下 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上
- 戸塚駅への行き方 東口側 西口側 両側同程度 ※利用頻度の多い方をお選びください。

問2. 次の取組の方向性の必要性についてお聞きします。(該当する枠内に○を付けてください。)

取組の方向性	1 非常に 必要	2 どちらかとい えれば必要	3 どちらかとい えれば必要ない	4 特に 必要ない
1 東口駅前広場の混雑緩和に向けた再編・再配置、機能拡充				
① 東口駅前広場に発着している、県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線の西口への移転検討	1	2	3	4
② 明治学院大学行きバスの移転検討 (※駅東口を中心に移転・分散化を検討)	1	2	3	4
2 駅周辺のバリアフリー化				
① バリアフリー基本構想の見直し検討	1	2	3	4
② 東口駅前広場・ペDESTリアンデッキのバリアフリー化検討	1	2	3	4
③ 元吉倉橋のバリアフリー化検討	1	2	3	4
3 柏尾川沿いの水辺の魅力向上				
① 健康みちづくりによるプロムナードの魅力向上	1	2	3	4
4 暫定交通広場の活用による、都市機能の増進				
① 暫定交通広場の活用による、都市機能の増進検討	1	2	3	4
5 駅周辺の交通円滑化に向けた一般車(マンション送迎バス含む)の乗降場所の適正化				
① 駅前の駐停車対策等の検討	1	2	3	4
② 一般車乗降場の確保検討	1	2	3	4
6 自転車利用環境の向上				
① 自転車通行空間整備実行計画の策定検討	1	2	3	4
② 駐輪対策方針の策定検討	1	2	3	4

問3. その他、取組の方向性に関するご意見や検討すべきだと考える内容など、自由にご記入ください。

<注 意>

- お寄せいただいた意見については、個別に回答致しません。今後のプランを検討する上での参考とさせていただきます。

【横浜市地形図複製承認番号 平 28 建都計第 9013 号】

「戸塚駅周辺のみちづくり」に関する ご意見を募集しています

横浜市では、戸塚駅を中心とした地区を対象に、安全、快適で、誰もが「住み続けたい」と思える便利で魅力的なまちを目指して、駅周辺のみちづくりに取り組むため、地域の皆様や事業者と協力して、「住み続けたいまち・みちづくりプラン」(以下「プラン」といいます。)の検討を進めています。

このプラン検討の参考にするため、戸塚駅やその周辺をご利用されている皆様から、戸塚駅周辺地区のみちづくりに関するご意見を募集していますので、ぜひお寄せください。

～募集期間と回答・提出方法～

■ 募集期間

平成29年2月1日(水)～2月28日(火) (当日必着)

■ 回答・提出方法 次の①又は②の方法によりご意見をお寄せください。

① 下記ホームページのアンケートフォームから、ご回答ください。

戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくりプラン ホームページ (戸塚区役所区政推進課)
<http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/kikaku/machimichi/index.html>

② 裏面のアンケートにご記入いただき、次の問合せ先まで、郵送、FAX、Eメール、または直接持参のいずれかの方法で、記入用紙を提出してください。

(FAX、Eメールについては裏面意見記入用紙のみお送り下さい。)

■ 問合せ先

横浜市戸塚区役所 企画調整係

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17 電話：045-866-8326 FAX：045-862-3054

Eメール：to-kikaku@city.yokohama.jp



～第1回 まちみち検討会議の開催～

■ 開催概要

平成28年12月16日(金)

「第1回戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくり検討会議」を開催。

■ まちみち検討会議とは

戸塚駅周辺地区における住み続けたいまち・みちづくり推進事業の実施に関し、次に掲げる事項について意見聴取する。
(構成委員：関係事業者、地区の代表者、行政機関、その他)

① 戸塚駅周辺地区のプランの策定に関すること。

② その他、戸塚駅周辺地区の住み続けたいまち・みちづくりに係る事項。

～プラン策定までの流れ(イメージ)～

第1回検討会議 平成28年12月16日開催
・プラン策定の目的 ・地区の現況・課題
・課題解決に向けた検討の方向性について意見聴取

今回の意見募集
平成29年2月1日～2月28日

第2回以降の検討会議 平成29年度
・プラン(案)に関する意見聴取

プラン策定 平成29年度末

プランに基づく事業の検討・実施

戸塚駅周辺地区

住み続けたいまち・みちづくりプラン ホームページ (戸塚区役所区政推進課)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kusei/kikaku/machimichi/index.html>

※この記入用紙をダウンロードいただけます。



～現況・課題と検討の方向性～

戸塚駅周辺の現況・課題等を6つに分類し、取組の方向性を検討しています。

1 東口駅前広場の混雑緩和に向けた再編再配置、機能拡充

- ① 東口駅前広場に発着している、県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線の西口への移転検討
- ② 明治学院大学行きバスの移転検討※



東口駅前広場内でのバス交通の混雑、歩行者の乱横断

※明治学院大学行きバス路線は、戸塚駅東口を中心に移転・分散化を検討します。

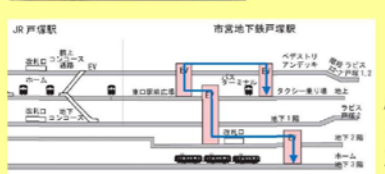
2 駅周辺のバリアフリー化

- ① 戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想の見直し検討※
- ② 東口駅前広場・ペDESTリアンデッキのバリアフリー化検討
- ③ 元吉倉橋のバリアフリー化検討



ペDESTリアンデッキとラピス3の接続部は階段のみ

バリアフリー対応されていない元吉倉橋



バス降車場から駅へのバリアフリー動線が確保されていない、エレベーターの乗り継ぎが多い

※戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想は、平成20年5月に策定しています。

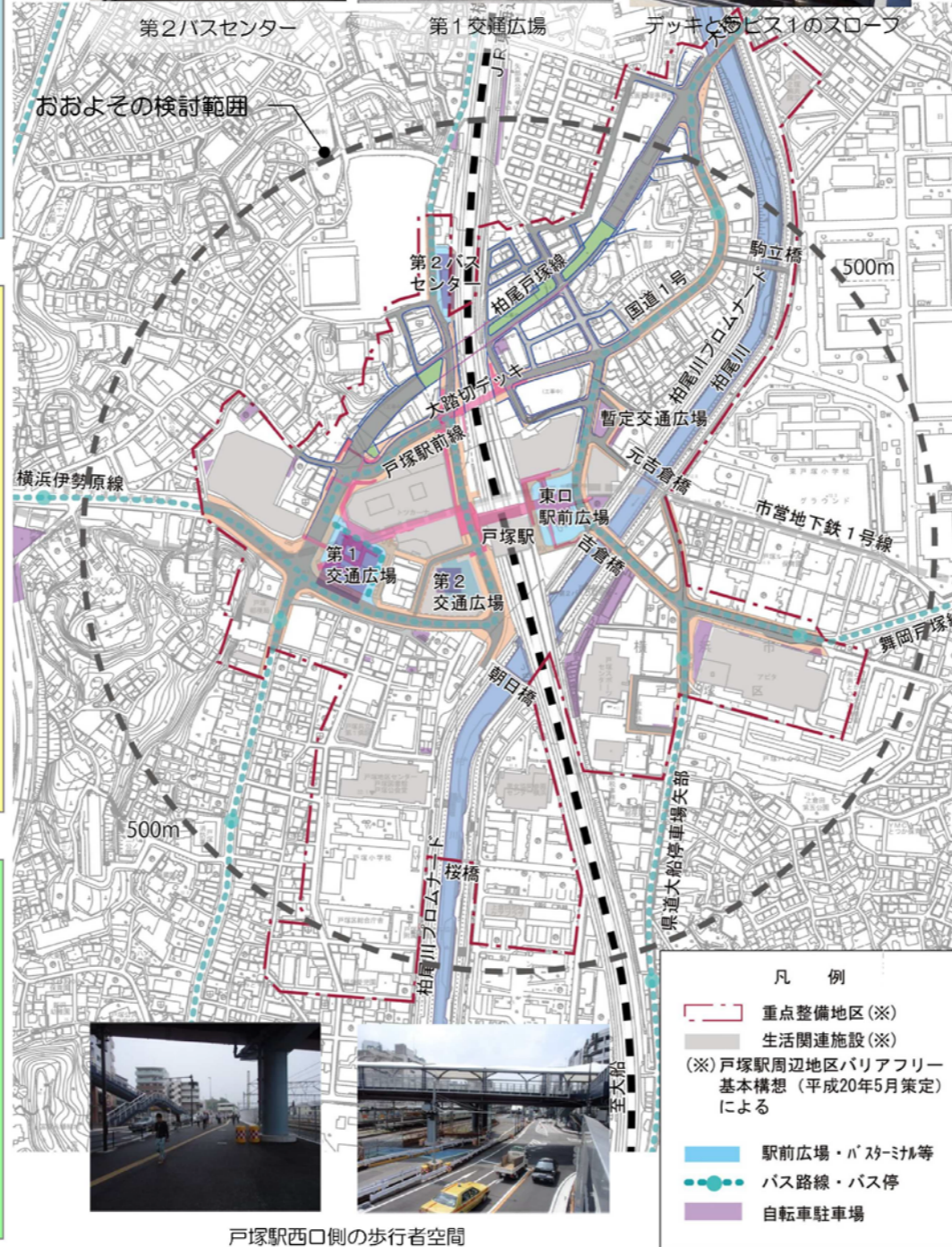
3 柏尾川沿いの水辺の魅力向上

- ① 健康みちづくり※による、プロムナードの魅力向上



柏尾川プロムナード
(距離標がなく、河川敷が暗いなど)

※健康みちづくりとは、市民の皆さまの健康増進や外出意欲の向上に資する歩行空間を整備することにより、いきいきと楽しく暮らせる活力ある横浜を創ることを目的とした事業です。



戸塚駅西口側の歩行者空間

4 暫定交通広場の活用による、都市機能の増進

- ① 暫定交通広場の活用による、都市機能の増進検討



暫定交通広場の一般車乗降場や駐車場等利用の現況
交通広場機能の検討などによる活用が課題

5 駅周辺の交通円滑化に向けた一般車(マンション送迎バス含む)の乗降場所の適正化

- ① 駅前の駐停車対策等の検討
- ② 一般車乗降場の確保検討



舞岡戸塚線での渋滞、一般車の駐停車の様子



戸塚駅前線での一般車の駐停車の様子

6 自転車利用環境の向上

- ① 自転車通行空間整備実行計画の策定検討
- ② 駐輪対策方針の策定検討



自転車通行空間が不十分



戸塚駅周辺で放置自転車が
見られる

戸塚駅周辺地区
住み続けたいまち・みちづくりプラン
(案)

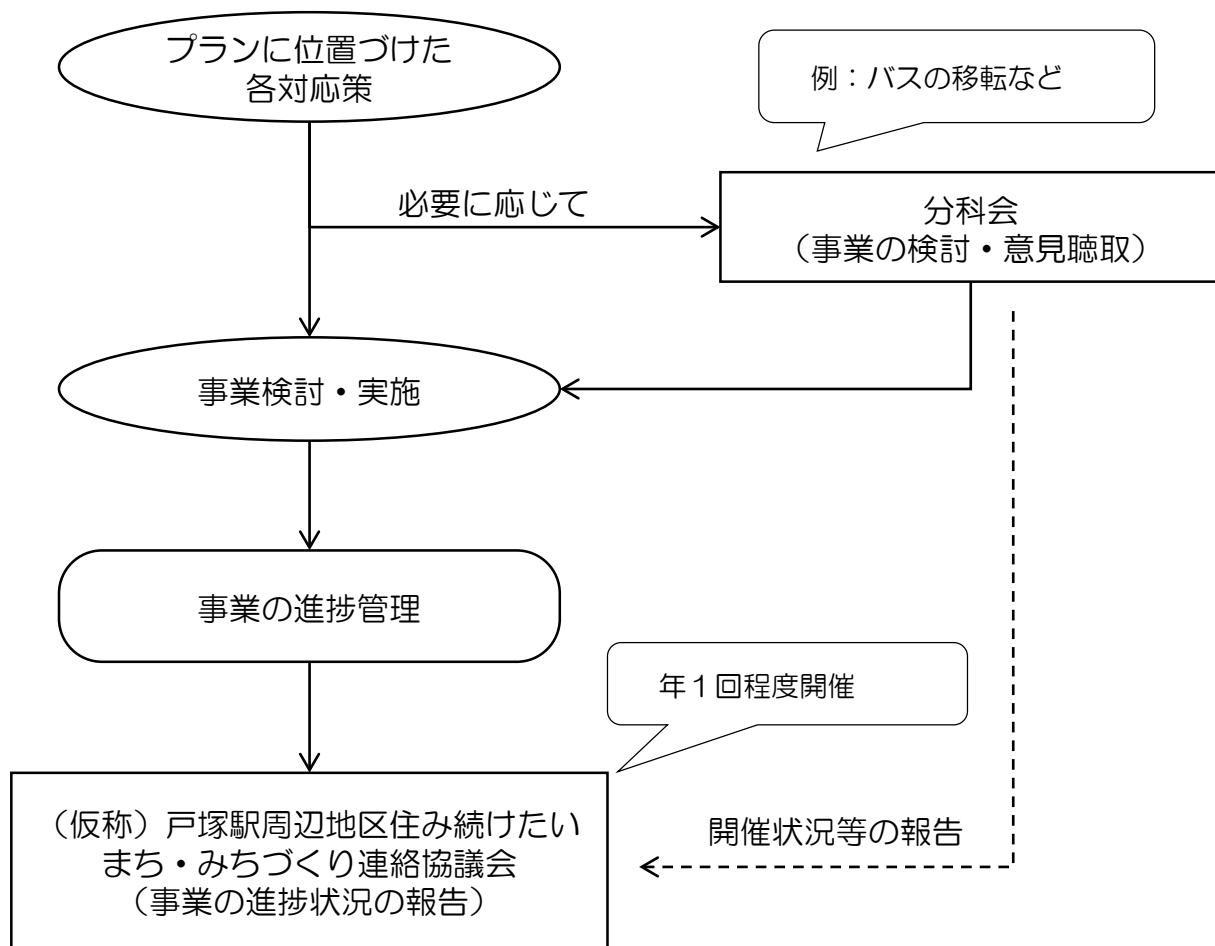
平成 年 月

横浜市道路局 計画調整部 企画課 計画調整担当
横浜市中区港町1-1
電話 : 045-671-4086 FAX : 045-651-6527

横浜市戸塚区役所 総務部 区政推進課 企画調整係
横浜市戸塚区戸塚町16-17
電話 : 045-866-8326 FAX : 045-862-3054

【横浜市地形図複製承認番号 平 30 建都計第 9039 号】

プラン策定後の進め方



■分科会の位置付け

(仮称) 戸塚駅周辺地区住み続けたいまち・みちづくり連絡協議会

〇〇分科会

△△分科会



分科会 (必要に応じて開催)
⇒取組別に関係者を集め、意見聴取を実施
(検討会議委員以外を呼ぶことも可)

戸塚区バリアフリー基本構想

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めています。

各区の拠点駅周辺においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進しています。

戸塚区では、平成20年5月に「戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。

この基本構想の策定から約10年が経過し、短期的な目標及び今後機会を捉えて整備を検討するものとして位置付けた事業は概ね実施済みとなっていますが、建築物等の各施設における具体的な事業は位置付けていませんでした。

そこで、戸塚駅周辺の更なるバリアフリー環境の構築に向けた見直しと、東戸塚駅、舞岡駅周辺地区のバリアフリー化を推進するため、「戸塚区バリアフリー基本構想」を策定しました。



■ 戸塚駅、東戸塚駅、舞岡駅の各駅周辺地区における重点整備地区の範囲

戸塚駅、東戸塚駅、舞岡駅の各駅周辺地区においては旅客施設や文化施設、福祉施設、商業施設、金融機関などの高齢者、障害者等を含む多くの方が利用する施設があり、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる範囲を重点整備地区として設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

参考

◆バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

【重点整備地区のバリアフリー化の推進】

市町村はバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の公共交通機関を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を策定します。

◆バリアフリー基本構想とは

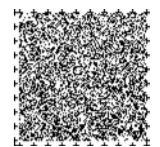
重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

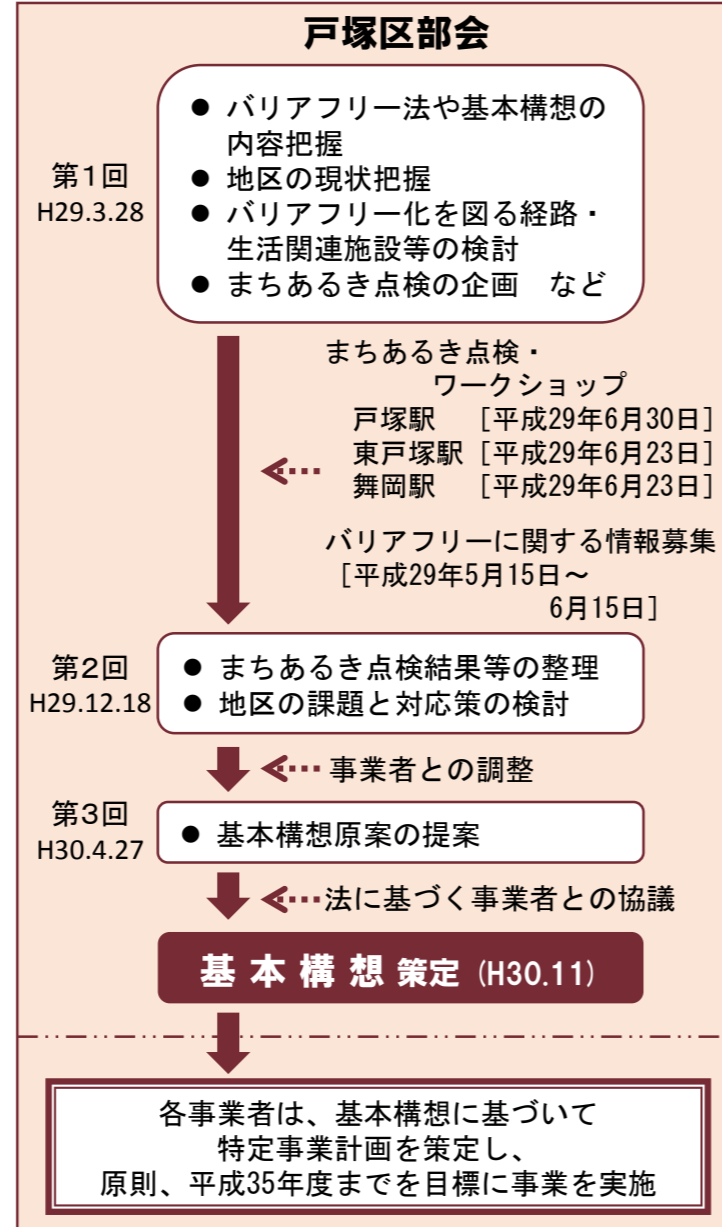
◆これまでの取り組みについて

横浜市では、これまで、18地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢文庫駅・金沢八景駅、いずみ中央駅・立場駅、杉田駅・新杉田駅、阪東橋駅・黄金町駅、市が尾駅、十日市場駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定しています。



■これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される戸塚区部会を設置し、検討を進めてきました。



■その他配慮を要する事項

(1) 建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者の三者が協力してバリアフリー化をする必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもあります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物のバリアフリー化について建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できることから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて同基準への適合を図るものとします。

(2) 旭町通りの歩道のバリアフリー

戸塚駅周辺地区内の旭町通りの歩道については、有効幅員が一部狭くなっている箇所があるなどの課題があります。

違法駐車車両の誘導等を実施し、電柱の移設等による有効幅員の確保についても今後機会を捉えて検討するものとします。

(3) 東戸塚駅東側歩道のバリアフリー

東戸塚駅東側は地形の制約から、勾配の改善が困難な経路が多く、できる限り歩きやすさを向上させるため、歩道の平坦性を確保していく事が重要となります。

また、歩道の一部は沿道の地権者が歩道状空地として開放しているため、歩道の改修等の整備をする際には協議をしながら進めていく必要があります。

(4) 市道戸塚港南台線のバリアフリー

舞岡駅周辺地区内の市道戸塚港南台線のバリアフリー化については、歩道が整備されているものの、幅員が確保できていない部分があるなどの課題があります。

しかし、歩道の拡幅を行うためには用地買収を伴うなど大規模な整備が必要であり、現状を踏まえると早期の解決は難しいです。そのため、できる限り歩きやすさを向上させるため、有効幅員の確保について検討するものとします。

■基本構想策定後の事業の推進にあたって

- ◆横浜市・事業者・市民は互いに協力して、特定事業の円滑な事業の推進に努めます。
- ◆事業の進捗管理や事業評価の手法について検討します。
- ◆事業の進捗状況や事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。
- ◆各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動を通じて、心のバリアフリーを進めます。

《お問い合わせ先》

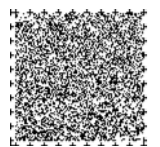
■横浜市道路局 計画調整部 企画課 計画調整担当
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地
TEL: 045-671-4086 FAX: 045-651-6527 E-mail: do-barrierfree@city.yokohama.jp

■横浜市戸塚区役所 総務部 区政推進課 企画調整係
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17
TEL: 045-866-8326 FAX: 045-862-3054 E-mail: to-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、戸塚区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

「横浜市戸塚区バリアフリー基本構想」で検索

発行 横浜市道路局・戸塚区役所 平成30年11月



道路特定事業

- 戸塚駅東口駅前広場**
- 段差の改善
 - 舗装の改修
 - ◆駅から駅前広場までの移動等円滑化経路の確保方法の検討
 - ◎バス降車後の動線検討
 - ◆駅とタクシー乗場間の動線検討
 - エレベーターのボタンの改修
 - ◆案内標示の改善
- 経路2**
- 有効幅員の確保
 - 歩道の平坦化
- 経路5**
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 - ◆縦断勾配の改善
 - 有効幅員の確保を検討
 - ◆舗装の改修
- 経路8**
- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 経路11**
- 車止めの設置
- 経路16**
- グレーチング※の改修
 - 注意看板の設置
- 経路19**
- 舗装の改修
 - 案内板の設置
 - 植栽ますの改善検討
 - 車止め設置位置の改善
- 経路28**
- 車止めの改修
- 経路29**
- 案内板の設置
- 経路31**
- 段差の改善の検討
 - ◆段鼻の明示
 - ◆視覚障害者誘導用ブロック改修
 - ◆階段等の歩道の改修
 - ◆移動等円滑化経路の確保方法の検討
- 経路37**
- 案内サインの改修
 - 注意喚起看板の設置
- ※排水施設の蓋

公共交通特定事業

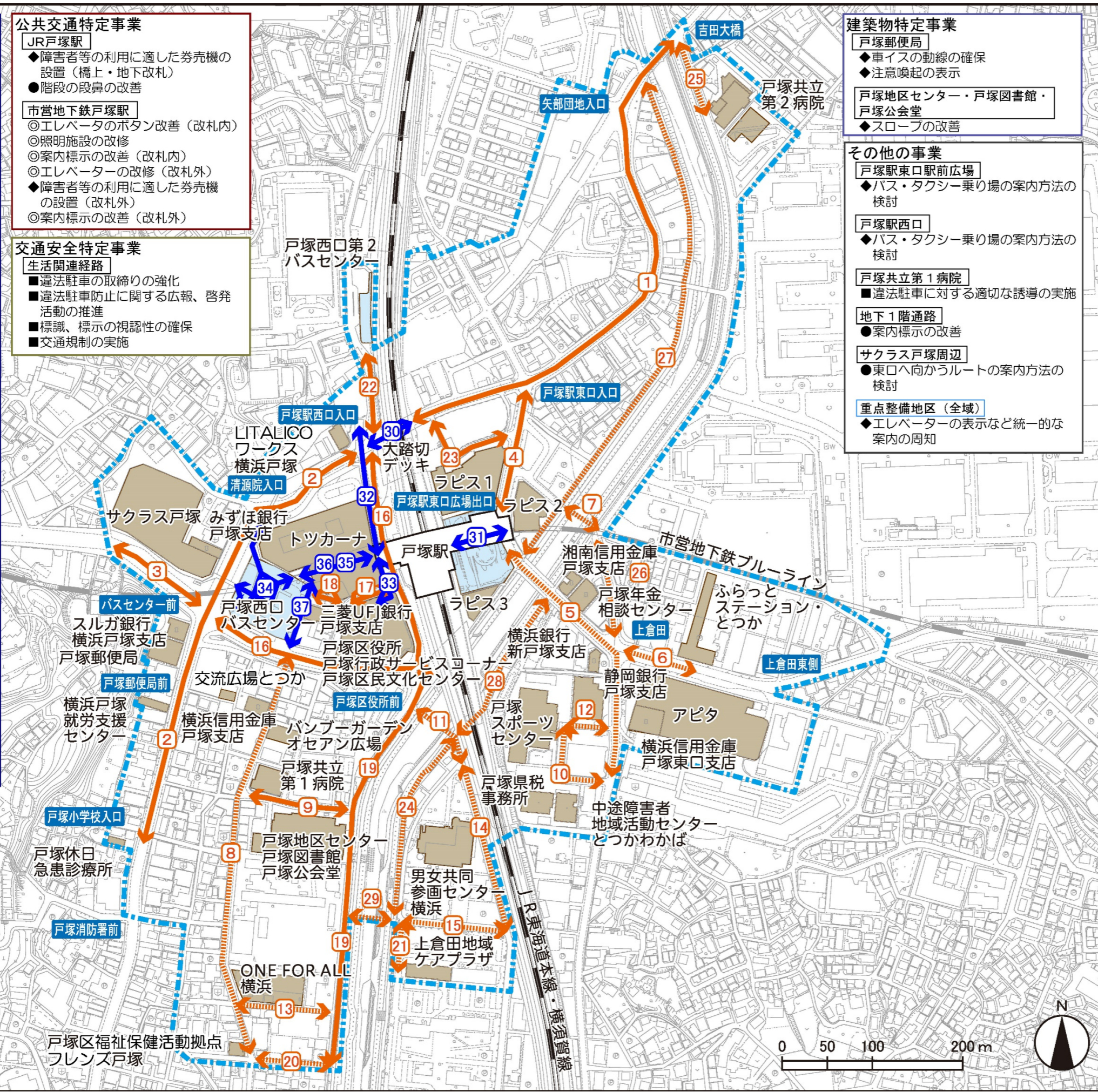
- JR戸塚駅**
- ◆障害者等の利用に適した券売機の設置 (橋上・地下改札)
 - 階段の段鼻の改善
- 市営地下鉄戸塚駅**
- ◎エレベーターのボタン改善 (改札内)
 - ◎照明施設の改修
 - ◎案内標示の改善 (改札内)
 - ◎エレベーターの改修 (改札外)
 - ◆障害者等の利用に適した券売機の設置 (改札外)
 - ◎案内標示の改善 (改札外)

交通安全特定事業

- 生活関連経路**
- 違法駐車取締りの強化
 - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - 標識、標示の視認性の確保
 - 交通規制の実施

建築物特定事業

- 戸塚郵便局**
- ◆車イスの動線の確保
 - ◆注意喚起の表示
- 戸塚地区センター・戸塚図書館・戸塚公会堂**
- ◆スロープの改善
- その他の事業**
- 戸塚駅東口駅前広場**
- ◆バス・タクシー乗場の案内方法の検討
- 戸塚駅西口**
- ◆バス・タクシー乗場の案内方法の検討
- 戸塚共立第1病院**
- 違法駐車に対する適切な誘導の実施
- 地下1階通路**
- 案内標示の改善
- サクラス戸塚周辺**
- 東口へ向かうルート案内方法の検討
- 重点整備地区 (全域)**
- ◆エレベーターの表示など統一的な案内の周知



- 重点整備地区**
- 重点整備地区の区域
- 生活関連施設**
- 駅前広場・バスターミナル
 - 建築物等
- 生活関連経路**
- 生活関連経路A (地上)
 - 生活関連経路B (地上)
 - 生活関連経路A (立体横断施設等)
- 生活関連経路(A)**
- 生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、既に両基準に沿った整備がなされている経路。
- 生活関連経路(B)**
- 生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路 (横浜市独自の取り組みとして設定)。
- 平成35年度までを目標に実施する
 - ◆今後機会を捉えて整備を検討する
 - 過去から継続している、継続的に実施する
 - ◎実施済み

道路特定事業

- 東戸塚駅東口駅前広場**
 - ◆舗装の改修
 - 植栽スペースの見直し検討
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
 - 縦断勾配の改善
- 東戸塚駅西口駅前広場**
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
 - 手すりの設置
 - 段鼻の明示
 - ◆植栽スペースの見直し検討
 - 階段等の舗装の改修
 - ◆案内標示の改善
- 経路2**
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 経路3**
 - ◆水平区間の確保検討
- 経路4**
 - ◆水平区間の確保検討
- 経路6**
 - ◆植栽スペースの見直し検討
- 経路7**
 - ◆舗装の改修
- 経路8**
 - 視覚障害者誘導用ブロックの敷設(横断歩道部)
- 経路10**
 - ◎視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 東戸塚駅東側の歩道(レンガ舗装部)**
 - 舗装の改修
 - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 戸塚駅東口側エスカレーター**
 - 音響設備の改修

交通安全特定事業

- 生活関連経路**
 - 違法駐車取締りの強化
 - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - 標識、標示の視認性の確保
 - 交通規制の実施
- 経路2**
 - 横断歩道の改修
 - ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討
- 経路3**
 - ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討
- 経路4**
 - ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討
- 経路6**
 - ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討

建築物特定事業

- 東戸塚図書サービスコーナー**
 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
- 戸塚地域療育センター・東戸塚地区センター・東戸塚地域ケアプラザ**
 - 歩行空間の明示
 - 視覚障害者誘導用ブロックの輝度比の確保
 - 駐輪スペースの案内による注意喚起
- 東戸塚駅西口駅前広場トイレ**
 - 腰掛便座への更新
- 東戸塚記念病院**
 - ◎グレーチングの交換の検討
- モレラ東戸塚**
 - ◆エレベーター等への案内標示の改善の検討
 - ◆通路の屋根設置検討
- オーケー東戸塚店**
 - ◆搬入口付近へのカーブミラー設置検討
- オーロラシティ**
 - ◆視覚障害者誘導用ブロックの改修検討
 - ◆傾斜路の注意喚起表示の検討
 - 植栽ます等の補修

重点整備地区

重点整備地区の区域

生活関連施設

- 駅前広場・バスターミナル
- 建築物等

生活関連経路

- 生活関連経路A(地上)
- 生活関連経路B(地上)
- 生活関連経路A(立体横断施設等)

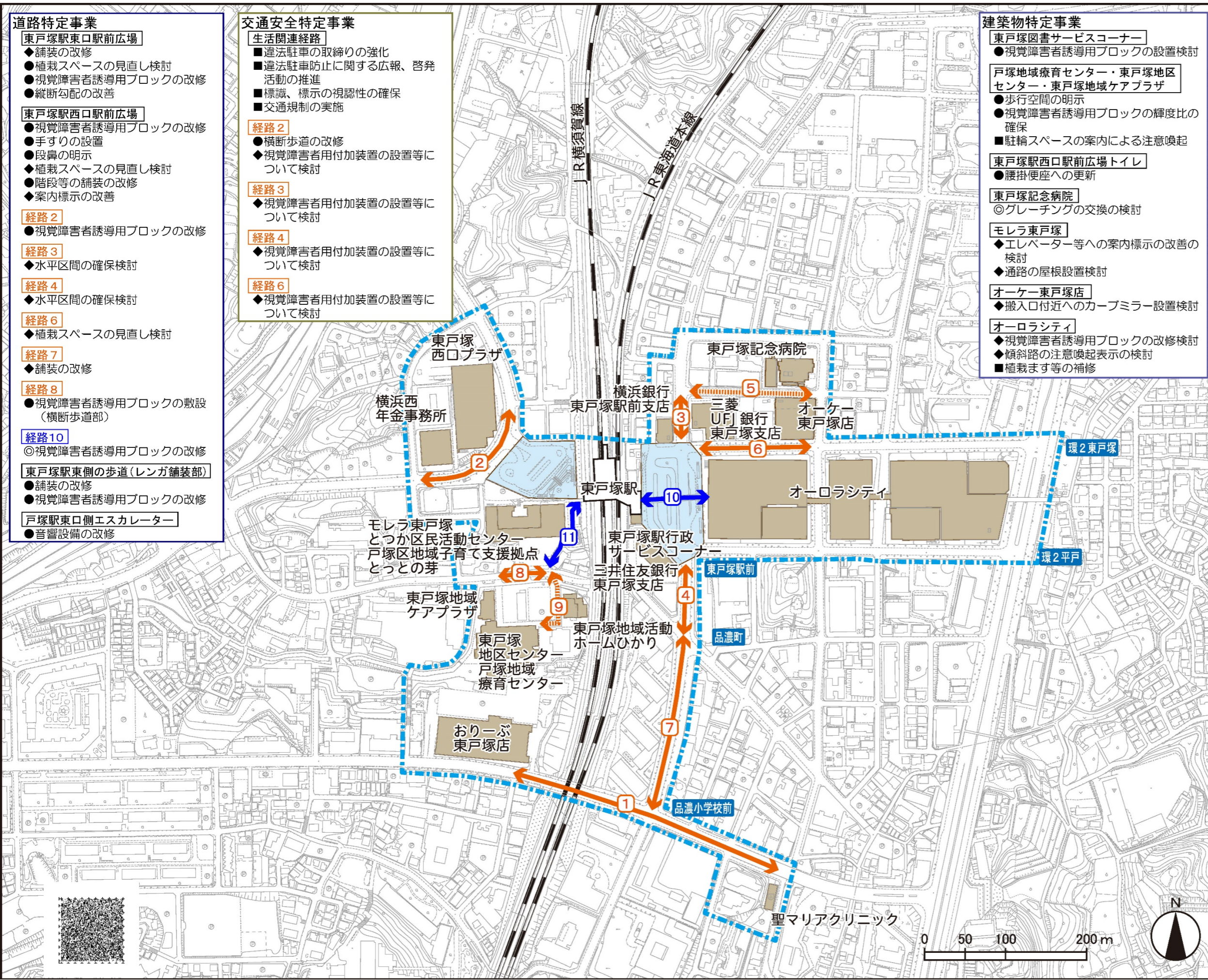
生活関連経路(A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、既に両基準に沿った整備がなされている経路。

生活関連経路(B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。

- 平成35年度までを目標に実施する
- ◆ 今後機会を捉えて整備を検討する
- 過去から継続している、継続的に実施する
- ◎ 実施済み

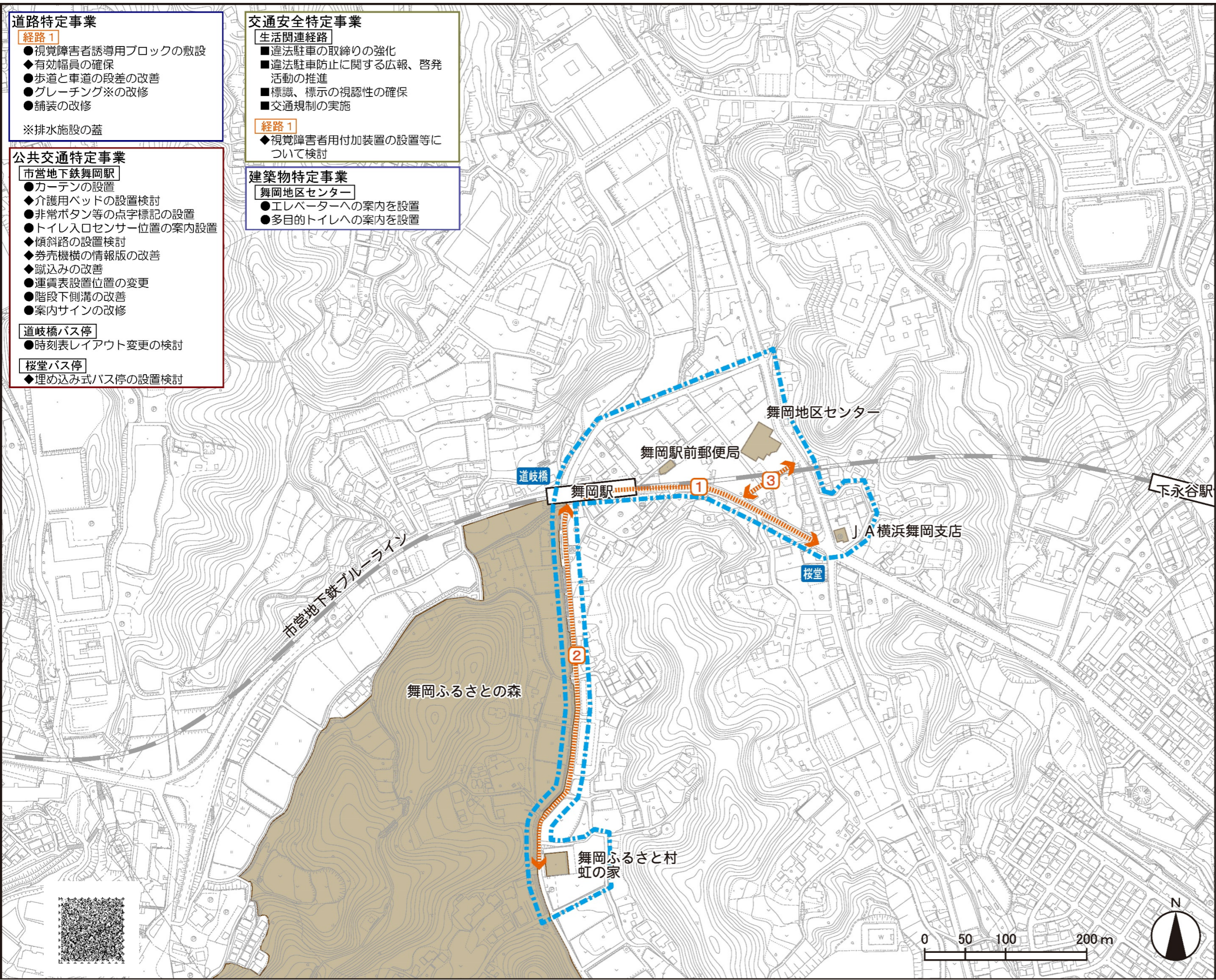


- 道路特定事業**
- 経路1**
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
 - ◆有効幅員の確保
 - 歩道と車道の段差の改善
 - グレーチング※の改修
 - 舗装の改修
- ※排水施設の蓋

- 交通安全特定事業**
- 生活関連経路**
- 違法駐車取締りの強化
 - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
 - 標識、標示の視認性の確保
 - 交通規制の実施
- 経路1**
- ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討

- 公共交通特定事業**
- 市営地下鉄舞岡駅**
- カーテンの設置
 - ◆介護用ベッドの設置検討
 - 非常ボタン等の点字標記の設置
 - トイレ入口センサー位置の案内設置
 - 傾斜路の設置検討
 - ◆券売機横の情報版の改善
 - ◆蹴込みの改善
 - 運賃表設置位置の変更
 - 階段下側溝の改善
 - 案内サインの改修
- 道岐橋バス停**
- 時刻表レイアウト変更の検討
- 桜堂バス停**
- ◆埋め込み式バス停の設置検討

- 建築物特定事業**
- 舞岡地区センター**
- エレベーターへの案内を設置
 - 多目的トイレへの案内を設置



重点整備地区

重点整備地区の区域

生活関連施設

建築物等

生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。

主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

生活関連経路

生活関連経路 B (地上)

生活関連経路(B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。

- 平成35年度までを目標に実施する
- ◆今後機会を捉えて整備を検討する
- 過去から継続している、継続的に実施する
- ◎実施済み